令和３年８月３１日（火）

報 道 関 係 資 料

１　福岡及び九州・沖縄地域の雇用失業情勢について（令和３年７月分）

２　令和４年３月新規学校卒業者の求人・求職・就職内定等状況について
（令和３年７月末現在）

３　新型コロナウイルス感染症に関わる福岡の働く人と企業への主な支援の取組み
（令和３年８月時点）

４　産業雇用安定助成金の助成対象の一部見直しについて
（「独立性が認められない子会社間などの「在籍型出向」も新たに助成対象となりました。」）

５　福岡労働局のイベント等予定・トピックス

（１）　事業場内最低賃金の引上げを支援します！業務改善助成金の拡充について
（２）【オンライン】全国労働衛生週間説明会（受付サイト）
～令和３年スローガン「向き合おう！ こころとからだの健康管理」～
（３）【オンライン】ふくおかオンライン合同企業説明会（事前予約制）
～就職氷河期世代を支援します～

厚生労働省
福岡労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和３年８月 31 日
【照会先】職業安定部 職業安定課
課　長　　伊藤　欣文
地方労働市場情報官　木田　雄一
（直通電話）092（434）9801

雇用失業情勢（令和３年７月分）について

概　要

■　**現下の雇用失業情勢は、求人に改善の動きが見られるものの、厳しさが見られ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注視する必要がある。**

- **有効求人倍率（季節調整値）は１．０８倍で、前月を０．０１ポイント下回った。**
  有効求人数（季節調整値）は前月に比べ０．２％減少した。
  有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．４％増加した。
- **新規求人倍率（季節調整値）は１．８６倍で、前月を０．０１ポイント上回った。**
  新規求人数（季節調整値）は前月に比べ４．１％増加した。
  新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ３．７％増加した。
- **新規求人数（原数値）は対前年同月比６．７％増と、５か月連続で増加した。**
- **新規求職者数（原数値）は対前年同月比３．７％減と、３か月連続で減少した。**

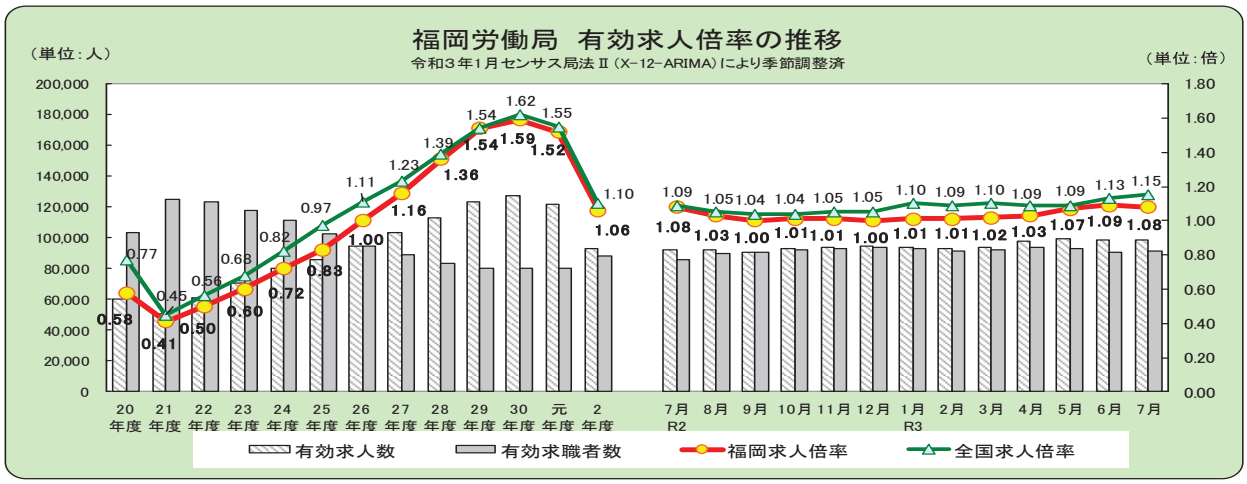

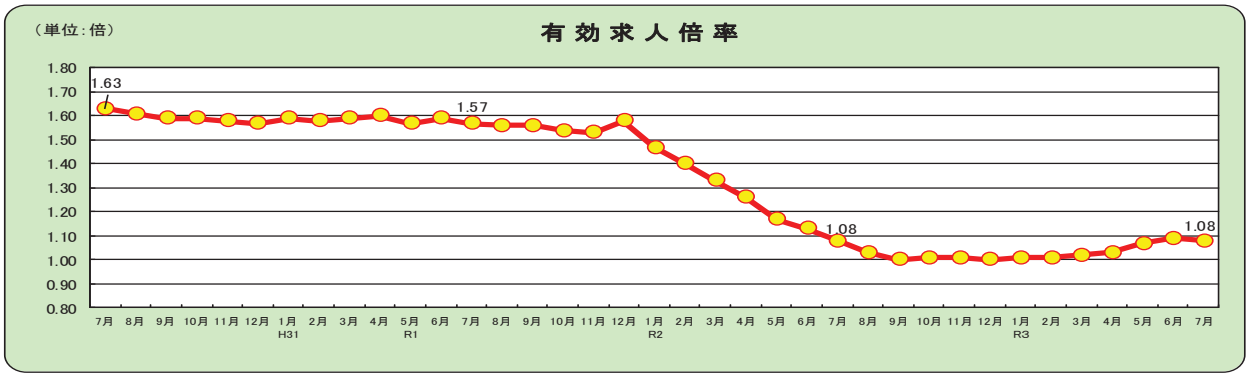

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	1.03	1.07	1.09	1.08								
2年度	1.26	1.17	1.13	1.08	1.03	1.00	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01	1.02
元年度	1.60	1.57	1.59	1.57	1.56	1.56	1.54	1.53	1.58	1.47	1.40	1.33

1.数値は季節調整値である。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
2.新規学卒を除き、パートタイムを含む。

１　新規求人数の動向（原数値）【表１、表２、表６】

○　新規求人数は３４，３３４人で、対前年同月比６．７％増と５か月連続で前年同月を上回った。

○　産業別（対前年同月比）にみると、増加した業種では、建設業が７か月連続、製造業が６か月連続、運輸業・郵便業、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）が５か月連続、宿泊・飲食サービス業が２か月連続、不動産業・物品賃貸業、生活関連サービス業・娯楽業が２か月ぶりの増加。減少した業種は、卸売業・小売業が３か月連続、情報通信業、金融業・保険業が２か月連続、学術研究・専門・技術サービス業が２か月ぶりの減少となった。

○　事業所規模別（前年同月比）にみると、１，０００人以上の規模で減少したものの、それを下回る規模の事業所ではそれぞれ増加した。（P６）

産業別新規求人数（対前年同月比）

○　建設業	（　1.6　％）	○　製造業	（　47.1　％）
○　情報通信業	（▲ 5.7　％）	○　運輸業、郵便業	（　6.9　％）
○　卸売業、小売業	（▲ 21.9　％）	○　金融業、保険業	（▲ 34.4　％）
○　不動産業、物品賃貸業	（　3.2　％）	○　学術研究、専門技術サービス業	（▲ 3.5　％）
○　宿泊業、飲食サービス業	（　5.7　％）	○　生活関連サービス業、娯楽業	（　87.1　％）
○　医療、福祉	（　27.6　％）	○　サービス業（他に分類されないもの）	（　12.0　％）

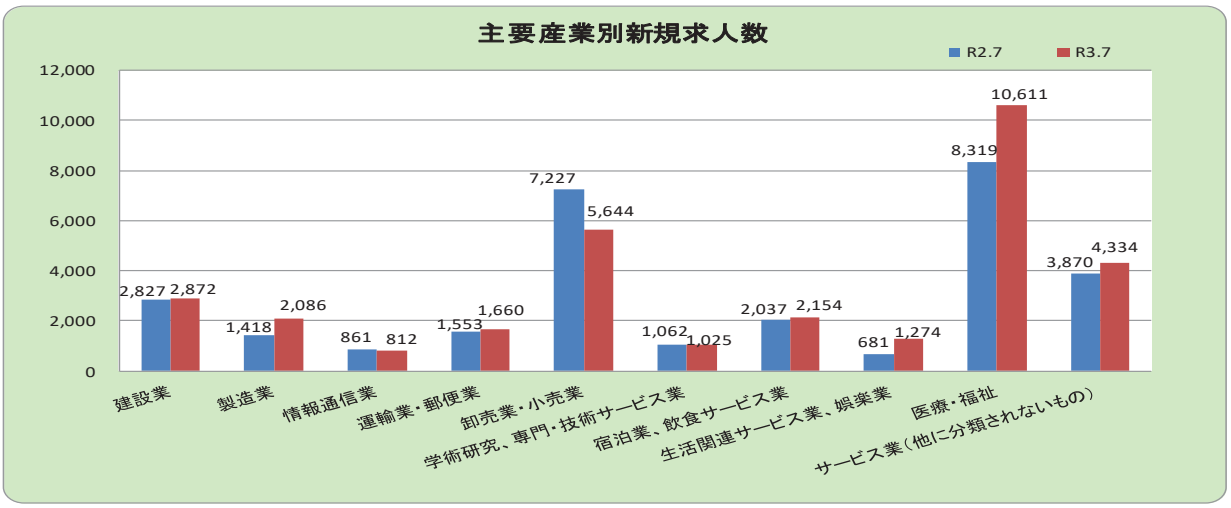

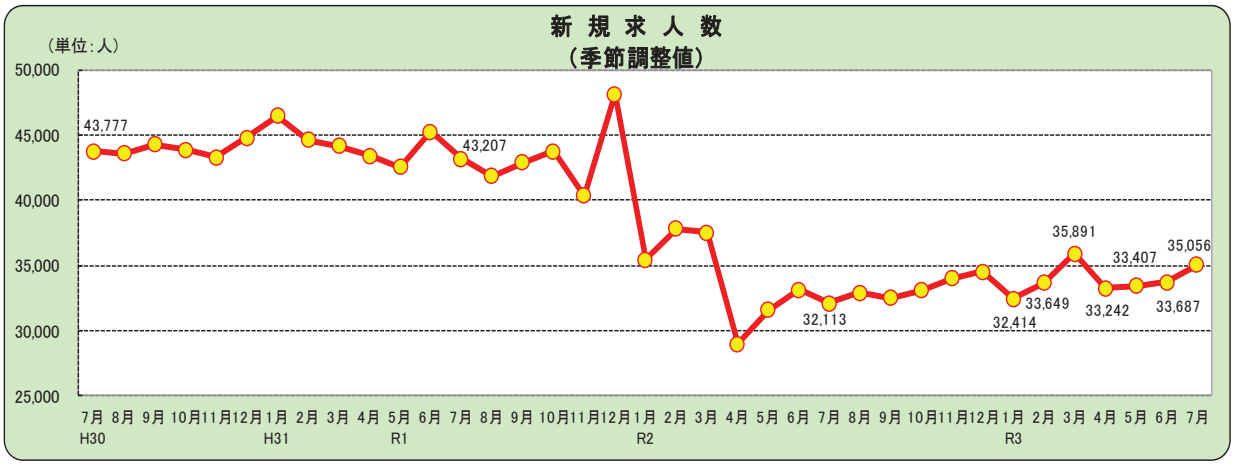

≪参考≫■新規求人数（季節調整値）の推移

新規求人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	33,242	33,407	33,687	35,056								
2年度	28,964	31,548	33,116	32,113	32,888	32,522	33,056	34,007	34,514	32,414	33,649	35,891
元年度	43,403	42,573	45,276	43,207	41,853	42,907	43,784	40,361	48,172	35,467	37,837	37,524

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。 ※季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12－ARIMA）。令和2年12月以前の数値は令和3年1月分公表時に新季節指数により改定。

２　新規求職者の動向（原数値）【表１、表３、表４、表６】

○　新規求職者（パート含む）は１７，２８１人で、対前年同月比３．７％減と、３か月連続で前年同月を下回った。

なお、男性求職者は対前年同月比２．７％増加し、女性求職者は８．４％減少した。

また、年齢別では５５歳以上で増加し、それ以外の年齢層はそれぞれ前年同月を下回った。（P７）

○　新規常用求職者（パートを除く）の就業・不就業の状態別をみると、離職者は対前年同月比８．５％減（４か月連続）、うち事業主都合は同３０．２％減（４か月連続）、自己都合は同２．１％増（４か月ぶり）となった。

また、在職者は同９．５％増（６か月連続）、無業者は同１．９％増（５か月連続）となった。

新規常用求職者の推移（パートを除く）

	求職者数（合計）	前年同月比	就業・不就業の状態別									
			在職者	前年同月比	離職者	前年同月比	うち事業主都合	前年同月比	うち自己都合	前年同月比	無業者	前年同月比
26年度計	199,626	▲ 6.9	57,801	▲ 0.7	123,008	▲ 8.2	33,689	▲ 13.1	83,284	▲ 6.1	18,817	▲ 15.7
27年度計	186,149	▲ 6.8	55,916	▲ 3.3	114,644	▲ 6.8	29,847	▲ 11.4	79,182	▲ 4.9	15,589	▲ 17.2
28年度計	171,342	▲ 8.0	53,711	▲ 4.0	104,249	▲ 9.1	25,745	▲ 13.7	73,526	▲ 7.1	13,382	▲ 14.2
29年度計	161,433	▲ 5.8	51,818	▲ 3.5	98,062	▲ 5.9	22,985	▲ 10.7	70,604	▲ 4.0	11,553	▲ 13.7
30年度計	155,028	▲ 4.0	48,375	▲ 6.6	96,283	▲ 1.8	23,307	1.4	68,717	▲ 2.7	10,370	▲ 10.2
元年度計	149,280	▲3.7	44,142	▲8.8	95,896	▲0.4	23,827	2.2	67,788	▲1.4	9,242	▲10.9
2年度計	142,836	▲4.3	38,412	▲13.0	96,042	0.2	28,699	20.4	63,312	▲6.6	8,382	▲9.3
7月	11,873	▲ 6.1	3,046	▲ 17.4	8,137	▲ 0.1	2,754	39.7	5,075	▲ 13.1	690	▲ 15.1
8月	10,699	▲ 6.4	2,925	▲ 17.4	7,078	▲ 1.9	2,030	25.5	4,757	▲ 10.4	696	4.0
9月	10,878	▲ 10.6	2,880	▲ 16.9	7,318	▲ 8.0	2,194	24.2	4,848	▲ 17.8	680	▲ 8.2
10月	12,436	▲ 2.2	3,266	▲ 7.9	8,450	0.5	2,571	21.7	5,508	▲ 7.3	720	▲ 6.0
11月	9,904	▲ 6.4	2,787	▲ 16.1	6,533	▲ 1.0	1,769	8.9	4,484	▲ 5.0	584	▲ 10.7
12月	9,109	▲ 4.4	2,896	▲ 13.3	5,714	1.4	1,593	9.6	3,883	▲ 1.6	499	▲ 10.3
3年　1月	12,305	▲ 8.6	3,895	▲ 12.1	7,795	▲ 6.3	2,041	2.0	5,442	▲ 8.7	615	▲ 14.3
2月	12,260	0.3	4,352	1.9	7,208	▲ 0.3	1,860	10.6	5,030	▲ 4.1	700	▲ 3.6
3月	13,630	3.6	4,307	0.5	8,139	3.8	1,969	6.1	5,819	2.8	1,184	15.6
4月	15,888	2.9	3,127	25.4	11,695	▲ 4.6	3,704	▲ 12.3	7,259	▲ 1.6	1,066	53.6
5月	10,472	▲ 8.9	2,719	15.0	7,086	▲ 17.4	1,810	▲ 35.6	4,935	▲ 8.5	667	19.3
6月	11,603	▲ 9.4	3,320	3.8	7,442	▲ 15.8	1,802	▲ 36.7	5,322	▲ 6.6	841	10.5
7月	11,486	▲ 3.3	3,336	9.5	7,447	▲ 8.5	1,922	▲ 30.2	5,184	2.1	703	1.9

《参考》■新規求職者数（季節調整値）の推移

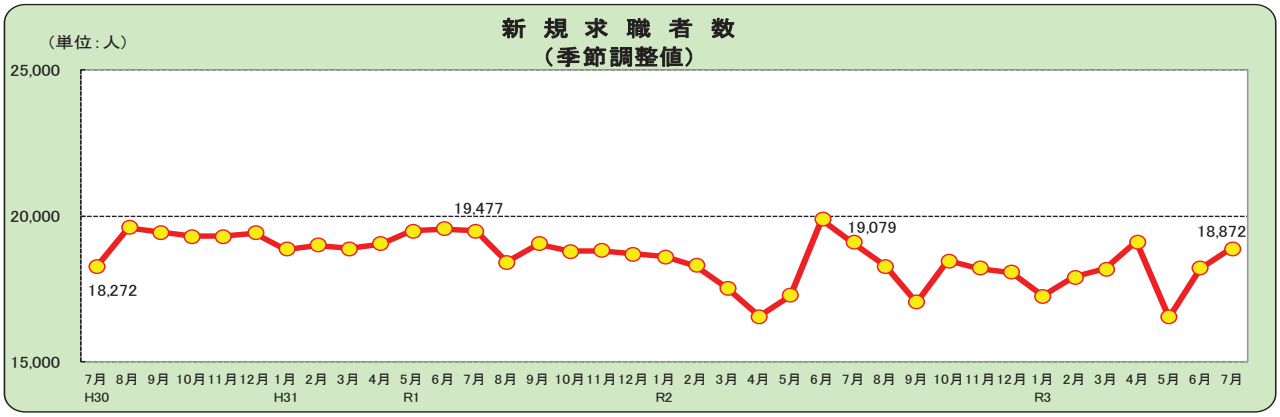

新規求職	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	19,107	16,517	18,200	18,872								
2年度	16,541	17,271	19,874	19,079	18,262	17,033	18,456	18,196	18,057	17,238	17,896	18,170
元年度	19,033	19,478	19,552	19,477	18,396	19,046	18,789	18,813	18,690	18,581	18,295	17,519

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。※季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12－ARIMA）。令和2年12月以前の数値は令和3年1月分公表時に新季節指数により改定。

３ 正社員有効求人倍率の動向（原数値）【表5】

○　正社員有効求人倍率は０．８０倍となり、前年同月を０．０６ポイント上回った。

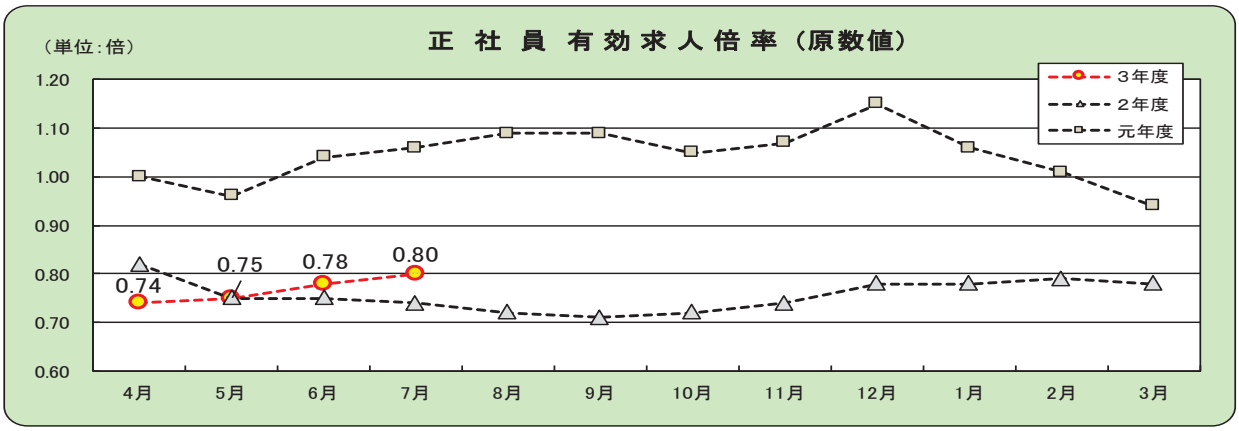

正社員 有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	0.74	0.75	0.78	0.80								
2年度	0.82	0.75	0.75	0.74	0.72	0.71	0.72	0.74	0.78	0.78	0.79	0.78
元年度	1.00	0.96	1.04	1.06	1.09	1.09	1.05	1.07	1.15	1.06	1.01	0.94

数値は原数値である。

注）　正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

４ 地域別有効求人倍率の動向（原数値）【表６】

○　有効求人倍率を地域別にみると、福岡地域は１．０５倍で前年同月を０．０５ポイント下回った。北九州地域は１．０２倍で０．０８ポイント、筑豊地域は１．０４倍で０．０３ポイント、筑後地域は１．０８倍で０．０５ポイントそれぞれ前年同月を上回った。

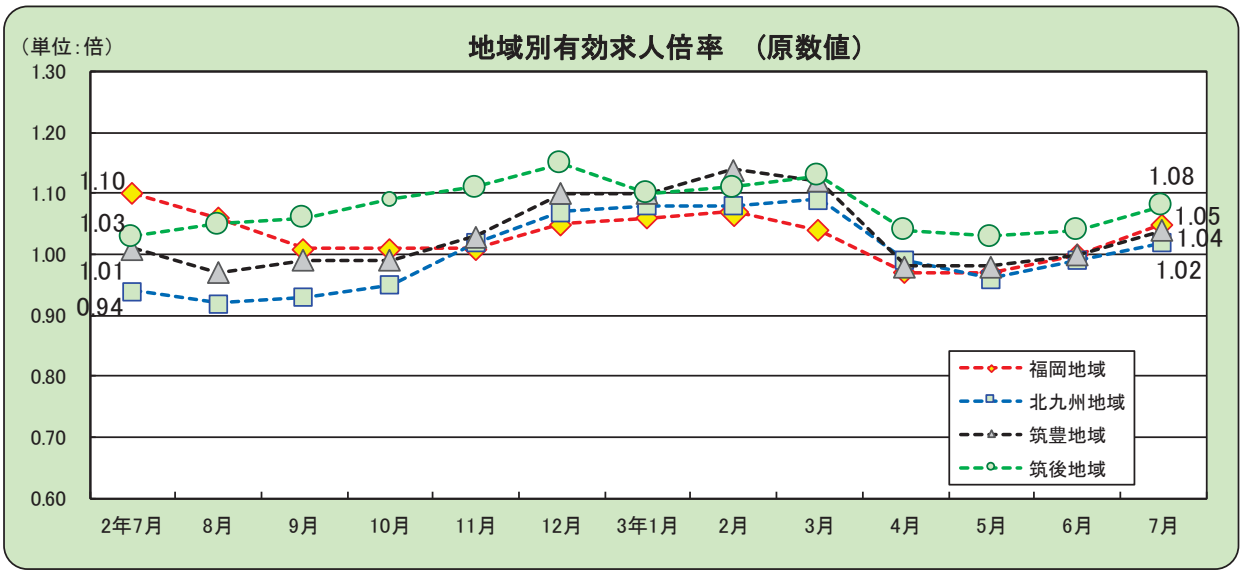

地域別 有効求人倍率	2年7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
福岡地域	1.10	1.06	1.01	1.01	1.01	1.05	1.06	1.07	1.04	0.97	0.97	1.00	1.05
北九州地域	0.94	0.92	0.93	0.95	1.02	1.07	1.08	1.08	1.09	0.99	0.96	0.99	1.02
筑豊地域	1.01	0.97	0.99	0.99	1.03	1.10	1.10	1.14	1.12	0.98	0.98	1.00	1.04
筑後地域	1.03	1.05	1.06	1.09	1.11	1.15	1.10	1.11	1.13	1.04	1.03	1.04	1.08

数値は原数値である。

表１　一般職業紹介状況

令和3年7月

		3年 7月	3年 6月	2年 7月	対前月 増減率、差 （%、ポイント）	原数値 対前年同月 増減率、差 （%、ポイント）	季節調整値 対前月 増減率、差 （%、ポイント）
全数	1　月間有効求職者数（人）	91,289 92,604	90,942 96,744	85,658 87,357	-4.3	6.0	0.4
	2　新規求職申込件数（件）	18,872 17,281	18,200 17,925	19,079 17,946	-3.6	-3.7	3.7
	3　月間有効求人数　（人）	98,764 97,105	98,971 97,269	92,513 91,371	-0.2	6.3	-0.2
	4　新規求人数　（人）	35,056 34,334	33,687 36,695	32,113 32,171	-6.4	6.7	4.1
	5　就職件数　（件）	4,232	4,981	4,670	-15.0	-9.4	—
	6　有効求人倍率（季調値）（倍）	1.08	1.09	1.08	—	—	-0.01
	7　新規求人倍率（季調値）（倍）	1.86	1.85	1.68	—	—	0.01
一般	1　月間有効求職者数（人）	58,742	60,167	57,244	-2.4	2.6	
	2　新規求職申込件数（件）	11,509	11,625	11,907	-1.0	-3.3	
	3　月間有効求人数　（人）	60,153	60,490	54,415	-0.6	10.5	
	4　新規求人数　（人）	20,742	23,204	18,697	-10.6	10.9	
	5　就職件数　（件）	2,413	2,814	2,654	-14.3	-9.1	
	6　有効求人倍率　（倍）	1.02	1.01	0.95	0.01	0.07	
	7　新規求人倍率　（倍）	1.80	2.00	1.57	-0.20	0.23	
パート	1　月間有効求職者数（人）	33,862	36,577	30,113	-7.4	12.4	
	2　新規求職申込件数（件）	5,772	6,300	6,039	-8.4	-4.4	
	3　月間有効求人数　（人）	36,952	36,779	36,956	0.5	0.0	
	4　新規求人数　（人）	13,592	13,491	13,474	0.7	0.9	
	5　就職件数　（件）	1,819	2,167	2,016	-16.1	-9.8	
	6　有効求人倍率　（倍）	1.09	1.01	1.23	0.08	-0.14	
	7　新規求人倍率　（倍）	2.35	2.14	2.23	0.21	0.12	

（注）新規学卒を除きパートタイムを含む原数値。
ただし「全数」１～４欄上段及び６、７欄は季節調整値。
季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。（令和３年２月改定済み）

表２　産業別、規模別一般新規求人状況

令和3年7月

	全　数	パート除く	パートタイム	対前年増減率（%） 全　数	パート除く	パートタイム
合　計	34,334	20,742	13,592	6.7	10.9	0.9
A、B　農林漁業	96	25	71	-27.8	-63.2	9.2
C　鉱業、採石業、砂利採取業	10	10	0	66.7	66.7	----
（052　石炭・亜炭鉱業）	0	0	0	----	----	----
D　建設業	2,872	2,708	164	1.6	4.3	-28.7
（06　総合工事業）	1,498	1,386	112	2.5	7.7	-35.6
E　製造業	2,086	1,581	505	47.1	52.2	33.2
09　食料品製造業	456	215	241	32.9	29.5	36.2
10　飲料・たばこ・飼料製造業	44	31	13	41.9	63.2	8.3
11　繊維工業	54	35	19	-11.5	133.3	-58.7
12　木材・木製品製造業	41	34	7	1266.7	1600.0	600.0
13　家具・装備品製造業	40	33	7	-2.4	6.5	-30.0
14　パルプ・紙・紙加工品製造業	37	29	8	60.9	81.3	14.3
15　印刷・同関連業	47	34	13	14.6	6.3	44.4
16　化学工業	90	73	17	-34.3	-31.1	-45.2
17　石油製品・石炭製品製造業	7	5	2	600.0	400.0	----
18　プラスチック製品製造業	138	109	29	76.9	58.0	222.2
19　ゴム製品製造業	44	42	2	340.0	320.0	----
21　窯業・土石製品製造業	115	106	9	64.3	65.6	50.0
22　鉄鋼業	65	64	1	51.2	56.1	-50.0
23　非鉄金属製造業	19	13	6	216.7	160.0	500.0
24　金属製品製造業	313	274	39	118.9	103.0	387.5
25　はん用機械器具製造業	119	106	13	9.2	7.1	30.0
26　生産用機械器具製造業	93	82	11	72.2	86.4	10.0
27　業務用機械器具製造業	19	11	8	-40.6	-54.2	0.0
28　電子部品・デバイス・電子回路製造業	37	28	9	76.2	100.0	28.6
29　電気機械器具製造業	135	99	36	84.9	62.3	200.0
30　情報通信機械器具製造業	5	4	1	----	----	----
28,30　ハードウエア製造関係	42	32	10	100.0	128.6	42.9
31　輸送用機械器具製造業	146	139	7	87.2	95.8	0.0
（311　自動車・同附属品）	105	100	5	90.9	100.0	0.0
（313　船舶製造・修理業、舶用機関）	26	24	2	116.7	100.0	----
（273,274,275,323　精密機械器具等）	19	11	8	-26.9	-45.0	33.3
（275　光学機械器具・レンズ）	0	0	0	----	----	----
（323　時計・同部分品）	0	0	0	----	----	----
20,32　その他の製造業	22	15	7	10.0	7.1	16.7
F　電気・ガス・熱供給・水道業	30	26	4	50.0	73.3	-20.0
G　情報通信業	812	741	71	-5.7	5.1	-54.5
（39　情報サービス業）	683	638	45	-0.6	7.2	-51.1
H　運輸業、郵便業	1,660	1,313	347	6.9	5.7	11.6
I　卸売業、小売業	5,644	2,510	3,134	-21.9	-22.9	-21.1
（50～55　卸売業）	1,101	596	505	10.4	-12.4	59.3
（56～61　小売業）	4,543	1,914	2,629	-27.1	-25.6	-28.1
（56　各種商品小売業）	719	14	705	-18.8	-82.5	-12.4
J　金融業、保険業	118	83	35	-34.4	-10.8	-59.8
K　不動産業、物品賃貸業	719	434	285	3.2	-9.0	29.5
（70　物品賃貸業）	241	177	64	17.6	11.3	39.1
L　学術研究、専門・技術サービス業	1,025	678	347	-3.5	-6.6	3.3
（73　広告業）	71	33	38	108.8	32.0	322.2
M　宿泊業、飲食サービス業	2,154	942	1,212	5.7	48.8	-13.7
（75　宿泊業）	187	70	117	39.6	18.6	56.0
（76　飲食店）	1,689	828	861	9.7	46.3	-11.5
N　生活関連サービス業、娯楽業	1,274	604	670	87.1	69.7	106.2
O　教育、学習支援業	602	277	325	-5.6	3.4	-12.2
P　医療、福祉	10,611	6,184	4,427	27.6	32.4	21.3
（83　医療業）	3,852	2,546	1,306	22.6	27.3	14.4
（85　社会保険・社会福祉・介護事業）	6,724	3,620	3,104	31.1	36.8	25.1
Q　複合サービス事業	118	53	65	-10.6	6.0	-20.7
R　サービス業（他に分類されないもの）	4,334	2,518	1,816	12.0	4.8	23.7
S、T　公務・その他	169	55	114	-66.9	-43.3	-72.4
事業所規模　4人以下	6,596	3,727	2,869	18.7	19.2	18.1
事業所規模　5～29	16,737	10,295	6,442	3.5	7.2	-1.9
事業所規模　30～99	7,242	4,523	2,719	5.6	19.1	-11.3
事業所規模　100～299	2,766	1,661	1,105	3.9	5.7	1.5
事業所規模　300～499	396	271	125	14.1	5.9	37.4
事業所規模　500～999	325	192	133	41.9	44.4	38.5
事業所規模　1000人以上	272	73	199	-20.9	-64.4	43.2

表３　一般求職者内訳

		3年7月	3年6月	2年7月	対前年同月増減率（%、ポイント）
新規求職者		※　17,281	※　17,925	※　17,946	-3.7
	男	7,703	7,386	7,499	2.7
	女	9,566	10,509	10,440	-8.4
	うち受給者	5,788	5,976	6,289	-8.0
有効求職者		※　92,604	※　96,744	※　87,357	6.0
	男	40,507	42,421	38,249	5.9
	女	51,979	54,206	49,009	6.1
	うち受給者	43,663	44,521	42,164	3.6

※　求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

表４　年齢別常用新規・有効の求職状況

		3年7月	3年6月	2年7月	対前年同月増減率（%、ポイント）
新規求人		30,340	32,916	28,701	5.7
新規求職		17,225	17,865	17,874	-3.6
	２９歳以下	3,368	3,768	3,558	-5.3
	３０～４４歳	5,111	5,219	5,390	-5.2
	４５～５４歳	3,449	3,580	3,654	-5.6
	５５歳以上	5,297	5,298	5,272	0.5
新規求人倍率		1.76	1.84	1.61	0.15
有効求人		86,187	85,996	80,968	6.4
有効求職		92,332	96,446	87,057	6.1
	２９歳以下	17,757	18,489	16,892	5.1
	３０～４４歳	26,910	27,178	26,304	2.3
	４５～５４歳	19,279	19,478	17,906	7.7
	５５歳以上	28,386	31,301	25,955	9.4
有効求人倍率		0.93	0.89	0.93	0.00

（注）新規学卒を除きパートタイムを含む。（原数値）

表5 雇用形態別常用職業紹介状況

令和3年7月

		3年7月	3年6月	2年7月	対前年同月増減率（%、ポイント）
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 （人）	58,655	60,076	57,119	2.7
	2 新規求職申込件数 （件）	11,486	11,603	11,873	−3.3
	3 月間有効求人数 （人）	56,932	57,186	51,556	10.4
	4 新規求人数 （人）	19,524	21,833	17,728	10.1
	5 就職件数 （件）	2,329	2,716	2,503	−7.0
	6 充足数 （件）	2,357	2,822	2,592	−9.1
	7 有効求人倍率(3/1)(倍)	0.97	0.95	0.90	0.07
	8 新規求人倍率(4/2)(倍)	1.70	1.88	1.49	0.21
	9 就職率(5/2×100)(%)	20.3	23.4	21.1	−0.8
	10 充足率(6/4×100)(%)	12.1	12.9	14.6	−2.5
正社員	11 月間有効求人数 （人）	47,119	47,143	42,220	11.6
	12 新規求人数 （人）	16,360	17,831	14,256	14.8
	13 就職件数 （件）	1,908	2,207	2,021	−5.6
	14 充足数 （件）	1,903	2,265	2,091	−9.0
	15 有効求人倍率(11/1)(倍)	0.80	0.78	0.74	0.06
	16 充足率(14/12×100)(%)	11.6	12.7	14.7	−3.1
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数（人）	33,677	36,370	29,938	12.5
	18 新規求職申込件数 （件）	5,739	6,262	6,001	−4.4
	19 月間有効求人数 （人）	29,255	28,810	29,412	−0.5
	20 新規求人数 （人）	10,816	11,083	10,973	−1.4
	21 就職件数 （件）	1,621	1,922	1,811	−10.5
	22 充足数 （件）	1,680	2,003	1,942	−13.5
	23 有効求人倍率(19/17)(倍)	0.87	0.79	0.98	−0.11
	24 新規求人倍率(20/18)(倍)	1.88	1.77	1.83	0.05
	25 就職率(21/18×100)(%)	28.2	30.7	30.2	−2.0
	26 充足率(22/20×100)(%)	15.5	18.1	17.7	−2.2

(注)1. 新規学卒者を除き原数値。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているがパートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

表6　雇用失業情勢主要指標（福岡県）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度									令和3年度			
						7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
有効求人倍率	全国	1.54	1.62	1.55	1.10	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15
		0.15	0.08	▲ 0.07	▲ 0.45	▲ 0.03	▲ 0.04	▲ 0.01	0.00	0.01	0.00	0.05	▲ 0.01	0.01	▲ 0.01	0.00	0.04	0.02
	福岡県	1.54	1.59	1.52	1.06	1.08	1.03	1.00	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01	1.02	1.03	1.07	1.09	1.08
		0.18	0.05	▲ 0.07	▲ 0.46	▲ 0.05	▲ 0.05	▲ 0.03	0.01	0.00	▲ 0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.04	0.02	▲ 0.01
	福岡	1.70	1.75	1.67	1.08	1.10	1.06	1.01	1.01	1.01	1.05	1.06	1.07	1.04	0.97	0.97	1.00	1.05
		0.21	0.05	▲ 0.08	▲ 0.59	▲ 0.57	▲0.66	▲ 0.71	▲ 0.68	▲ 0.72	▲ 0.84	▲ 0.64	▲ 0.57	▲ 0.46	▲ 0.32	▲ 0.16	▲ 0.09	▲ 0.05
	北九州	1.40	1.44	1.37	1.00	0.94	0.92	0.93	0.95	1.02	1.07	1.08	1.08	1.09	0.99	0.96	0.99	1.02
		0.14	0.04	▲ 0.07	▲ 0.37	▲ 0.42	▲ 0.46	▲0.45	▲ 0.46	▲ 0.40	▲ 0.43	▲ 0.36	▲0.30	▲ 0.18	▲ 0.08	0.00	0.04	0.08
	筑豊	1.25	1.28	1.26	1.04	1.01	0.97	0.99	0.99	1.03	1.10	1.10	1.14	1.12	0.98	0.98	1.00	1.04
		0.18	0.03	▲ 0.02	▲ 0.22	▲ 0.26	▲ 0.31	▲ 0.30	▲ 0.27	▲ 0.29	▲ 0.25	▲ 0.16	▲ 0.04	▲ 0.02	▲ 0.04	▲ 0.04	0.00	0.03
	筑後	1.43	1.48	1.42	1.09	1.03	1.05	1.06	1.09	1.11	1.15	1.10	1.11	1.13	1.04	1.03	1.04	1.08
		0.17	0.05	▲ 0.06	▲ 0.33	▲ 0.38	▲ 0.39	▲ 0.38	▲0.31	▲ 0.31	▲ 0.42	▲0.37	▲0.33	▲0.22	▲ 0.13	▲ 0.03	0.01	0.05
新規求人倍率	全国	2.29	2.42	2.35	1.90	1.70	1.83	1.97	1.84	2.04	2.11	2.03	1.88	1.99	1.82	2.09	2.08	1.98
		0.21	0.13	▲ 0.07	▲ 0.45	▲ 0.01	0.13	0.14	▲ 0.13	0.20	0.07	▲ 0.08	▲ 0.15	0.11	▲ 0.17	0.27	▲ 0.01	▲ 0.10
	福岡県	2.22	2.31	2.23	1.82	1.68	1.80	1.91	1.79	1.87	1.91	1.88	1.88	1.98	1.74	2.02	1.85	1.86
		0.24	0.09	▲ 0.08	▲ 0.41	0.01	0.12	0.11	▲ 0.12	0.08	0.04	▲ 0.03	0.00	0.10	▲ 0.24	0.28	▲ 0.17	0.01
有効求人数		123,028	127,341	121,931	93,284	91,371	90,859	90,279	93,827	93,407	92,946	92,628	95,285	100,293	98,544	96,017	97,269	97,105
		8.9	3.5	▲ 4.2	▲ 23.5	▲ 27.4	▲ 27.0	▲ 27.6	▲ 24.2	▲ 23.4	▲ 24.7	▲ 20.3	▲ 17.3	▲9.6	▲0.6	7.5	8.0	6.3
新規求人数		520,855	533,135	499,861	394,204	32,171	30,011	33,055	35,472	31,213	32,007	33,299	34,234	37,851	34,070	31,600	36,695	34,334
		8.0	2.4	▲ 6.2	▲ 13.8	▲ 27.1	▲ 26.5	▲ 21.3	▲ 23.4	▲ 21.1	▲ 26.6	▲ 10.8	▲ 11.3	3.3	16.0	4.2	4.2	6.7
有効求職者数		79,813	79,988	80,140	88,133	87,357	88,940	90,533	93,293	90,689	86,504	86,216	87,842	93,468	99,719	98,293	96,744	92,604
		▲ 3.9	0.2	0.2	10.0	5.5	11.3	13.4	15.9	16.8	19.1	16.0	14.7	17.3	20.3	17.9	11.8	6.0
新規求職者数		235,093	230,614	224,296	216,236	17,946	16,289	17,062	19,148	15,004	13,476	18,160	18,360	20,708	26,442	16,750	17,925	17,281
		▲ 3.7	▲ 1.9	▲ 2.7	▲ 3.6	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 7.8	0.7	▲ 4.3	▲ 1.3	▲ 10.4	1.2	9.0	15.4	▲ 3.3	▲ 9.7	▲ 3.7
就職件数		75,852	70,952	64,443	53,164	4,670	3,918	4,366	4,862	4,260	4,014	3,607	4,514	6,409	5,379	4,597	4,981	4,232
		▲ 5.3	▲ 6.5	▲ 9.2	▲ 17.5	▲ 19.4	▲ 19.0	▲ 19.9	▲ 17.2	▲ 14.6	▲ 11.3	▲ 11.8	▲ 5.7	6.5	26.8	29.6	4.8	▲ 9.4
雇用保険適用事業所数		91,302	92,177	92,993	94,731	94,605	94,781	94,394	94,626	94,829	94,963	95,162	95,368	95,620	95,922	96,258	96,546	96,786
		3.8	1.0	0.9	1.9	1.7	1.7	1.8	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.4	2.3	2.3	2.2	2.3
雇用保険被保険者数		1,694,716	1,720,331	1,749,147	1,769,489	1,774,064	1,774,205	1,773,619	1,770,820	1,773,020	1,776,283	1,770,328	1,770,788	1,770,459	1,763,528	1,779,985	1,783,085	1,781,722
		3.8	1.5	1.7	1.2	1.3	1.3	1.3	1.1	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0	1.1	1.0	0.5	0.4
資格取得者数		384,023	377,389	378,074	344,650	26,124	22,678	23,560	26,185	22,415	22,646	21,595	22,300	26,039	49,843	42,007	33,397	24,839
		1.9	▲ 1.7	0.2	▲ 8.8	▲ 17.4	▲ 20.5	▲ 12.1	▲ 12.1	▲ 18.3	▲ 8.5	▲ 5.9	▲ 7.4	▲ 0.1	▲ 2.7	▲ 8.2	▲ 2.1	▲ 4.9
資格喪失者数		342,213	354,057	353,251	330,242	25,791	23,029	23,929	28,772	20,378	19,181	27,136	21,804	26,269	56,379	25,879	25,422	25,489
		4.6	3.5	▲ 0.2	▲ 6.5	▲ 7.9	▲ 17.8	▲ 12.1	▲ 5.6	▲ 12.4	▲ 7.2	▲ 7.1	▲ 8.7	▲ 7.2	▲ 7.2	▲ 8.7	2.3	▲ 1.2
受給者実人員（一般）		19,008	19,162	19,517	22,673	24,917	26,537	26,325	25,468	23,182	21,980	20,982	21,100	21,898	21,320	20,945	23,287	23,881
		▲ 5.8	0.8	1.9	16.2	15.3	23.4	24.3	23.6	21.0	14.0	14.9	22.5	24.2	24.7	10.8	▲ 1.7	▲ 4.2
完全失業率	全国	2.7	2.4	2.3	2.9	2.9	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0	2.9	※
	九州ブロック（福岡県）	–	–	–	–	3.0(3.1)			3.1(3.1)			3.1(3.1)			3.2(※)			※

（注）1.　求人倍率（全国・福岡県）は季節調整値（令和3年2月改定）。完全失業率（全国）は季節調整値。※は公表翌月に記載。
2.　　は、前年同月比。　　は、前月比。
3. 一般職業紹介の指標については新規学卒を除き、パートタイムを含む。
4. 年度計の有効求人数、有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、月平均。
5. 九州ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

（別紙）

九州・沖縄地域の雇用失業情勢
（令和３年７月分）

○有効求人倍率（季節調整値）は１．１４倍となり、前月と同水準となった。

・有効求人数（季節調整値）は前月に比べ０．８％増と２か月ぶりに増加した。

・有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．４％増と３か月ぶりに増加した。

○新規求人倍率（季節調整値）は１．８６倍となり、前月を０．０６ポイント下回った。

・新規求人数（季節調整値）は前月に比べ２．８％増と３か月連続で増加した。

・新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ６．１％増と２か月連続で増加した。

○新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ１０．７％増加した。

○新規求職者数（原数値）は、前年同月に比べ０．８％減少した。

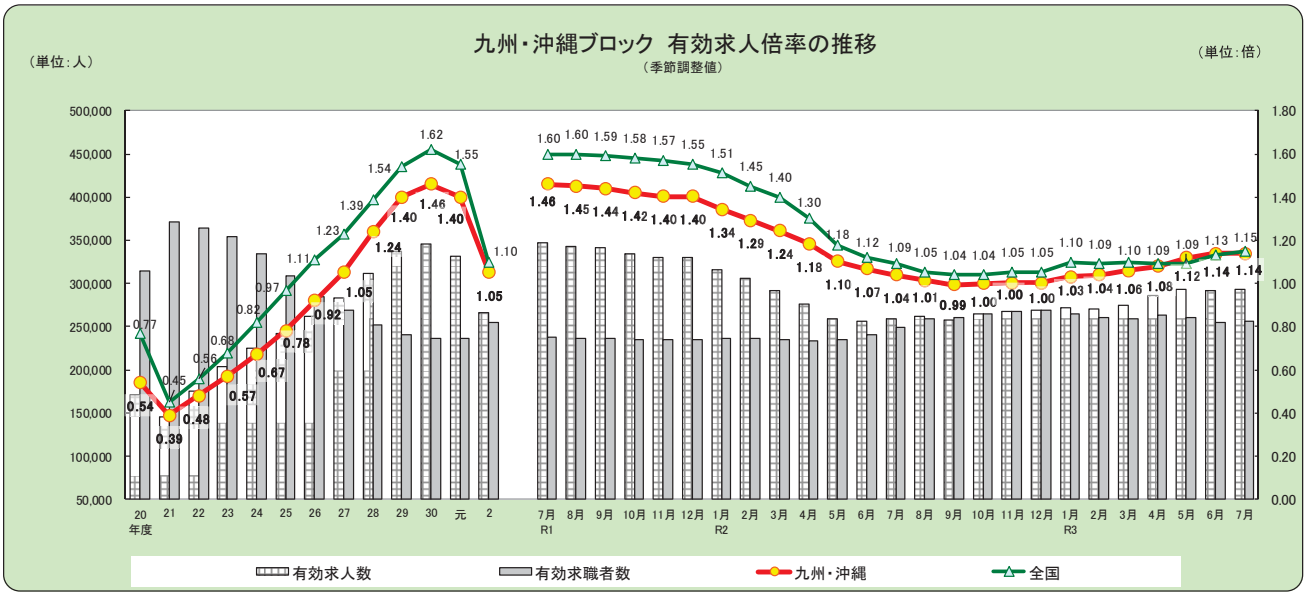

■九州・沖縄ブロック

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	1.08	1.12	1.14	1.14								
令和2年度	1.18	1.10	1.07	1.04	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.03	1.04	1.06
令和元年度	1.47	1.46	1.48	1.46	1.45	1.44	1.42	1.40	1.40	1.34	1.29	1.24
平成30年度	1.44	1.46	1.49	1.50	1.49	1.48	1.46	1.45	1.44	1.45	1.45	1.45

有効求人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	285,640	292,930	291,167	293,454								
令和2年度	276,110	259,334	256,638	259,268	262,157	258,378	264,372	268,253	269,546	272,148	270,615	275,078
令和元年度	347,437	348,490	350,783	347,838	343,286	341,317	333,806	330,119	330,216	316,543	306,497	291,827
平成30年度	344,231	348,933	351,933	349,151	348,032	345,720	343,073	340,236	341,421	343,398	343,038	343,161

有効求職者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	263,791	261,060	255,297	256,404								
令和2年度	233,281	235,078	240,412	249,260	258,729	260,104	264,195	267,174	268,962	264,960	260,314	259,662
令和元年度	236,586	238,279	237,774	238,286	236,512	236,937	234,910	235,111	235,249	235,728	236,997	234,433
平成30年度	238,773	239,538	235,468	233,505	234,106	234,190	234,954	234,450	236,590	237,064	237,043	237,044

※数値は季節調整値。令和2年12月以前の数値は、新季節調整指数により改定。

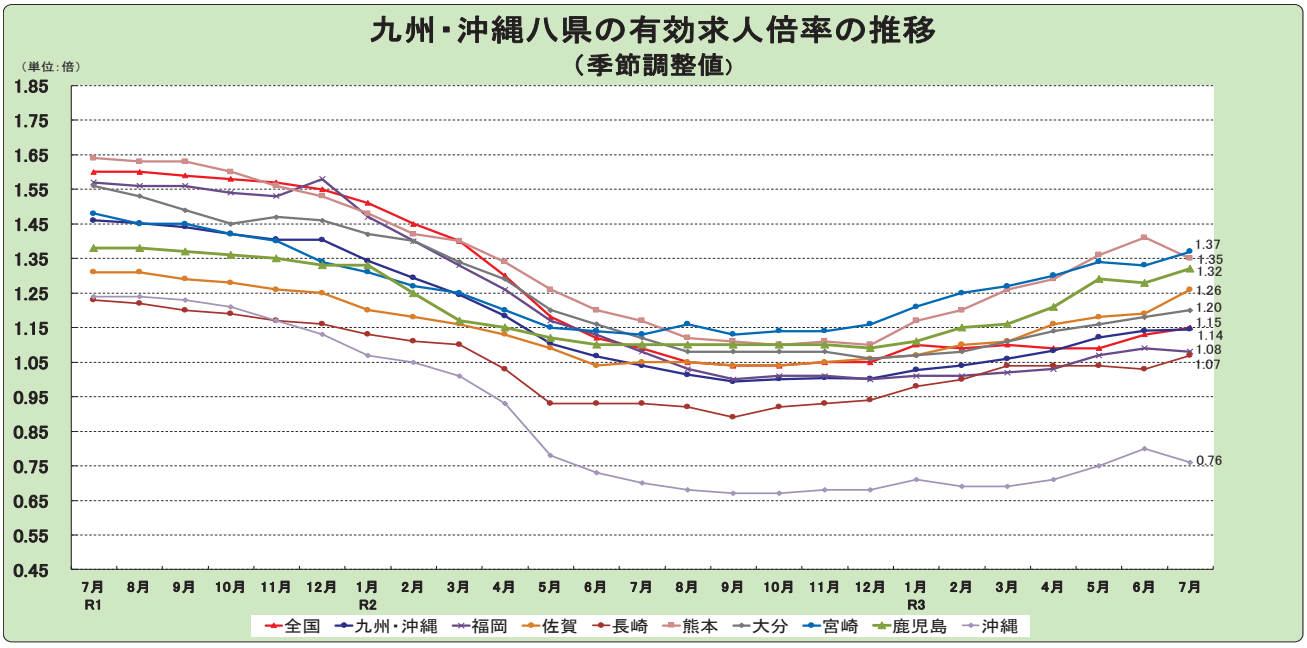

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	前月差
全国	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	**0.02**
九州・沖縄	1.04	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.03	1.04	1.06	1.08	1.12	1.14	1.14	**0.00**
福岡	1.08	1.03	1.00	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01	1.02	1.03	1.07	1.09	1.08	**▲ 0.01**
佐賀	1.05	1.05	1.04	1.04	1.05	1.06	1.07	1.10	1.11	1.16	1.18	1.19	1.26	**0.07**
長崎	0.93	0.92	0.89	0.92	0.93	0.94	0.98	1.00	1.04	1.04	1.04	1.03	1.07	**0.04**
熊本	1.17	1.12	1.11	1.10	1.11	1.10	1.17	1.20	1.26	1.29	1.36	1.41	1.35	**▲ 0.06**
大分	1.12	1.08	1.08	1.08	1.08	1.06	1.07	1.08	1.11	1.14	1.16	1.18	1.20	**0.02**
宮崎	1.13	1.16	1.13	1.14	1.14	1.16	1.21	1.25	1.27	1.30	1.34	1.33	1.37	**0.04**
鹿児島	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.11	1.15	1.16	1.21	1.29	1.28	1.32	**0.04**
沖縄	0.70	0.68	0.67	0.67	0.68	0.68	0.71	0.69	0.69	0.71	0.75	0.80	0.76	**▲ 0.04**

■産業別新規求人数の対前年同月比（九州・沖縄計）

建設業	（ 9.4 %）	製造業	（ 32.4 %）
情報通信業	（ 2.8 %）	運輸・郵便業	（ 12.9 %）
卸売・小売業	（ ▲ 6.0 %）	金融・保険業	（ ▲ 8.1 %）
不動産業	（ 7.4 %）	学術研究、専門・技術サービス業	（ 6.6 %）
宿泊業、飲食サービス業	（ 19.1 %）	生活関連サービス業、娯楽業	（ 29.9 %）
医療・福祉	（ 16.9 %）	サービス業（他に分類されないもの）	（ 13.9 %）

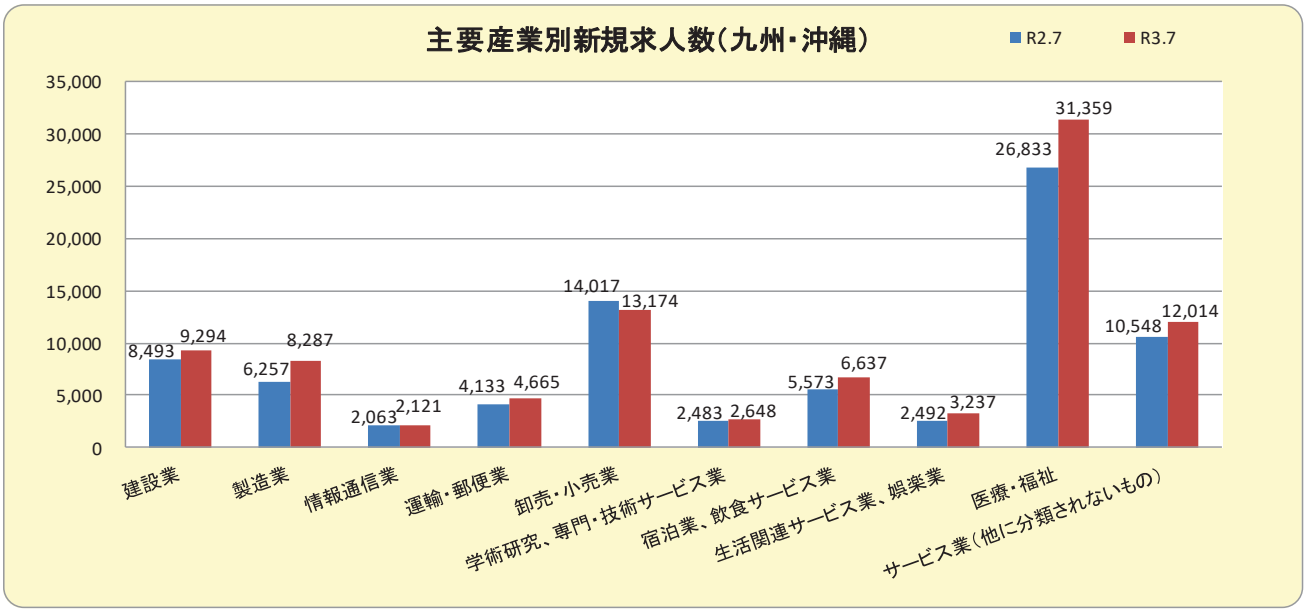

九州・沖縄八県労働市場主要指標

令和3年7月

項　　目	単位	福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県		大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県		合　計	
1 新規求職者数	人	17,281	▲ 3.7	2,987	▲ 2.9	4,920	0.3	5,972	0.9	3,932	▲ 2.4	4,223	0.0	6,382	▲ 0.3	6,079	6.6	51,776	▲ 0.8
季節調整値		18,872	3.7	3,284	▲ 3.9	5,380	1.7	6,292	9.7	4,363	3.8	4,520	4.3	7,135	3.5	6,585	28.3	56,431	6.1
2 新規求人数	人	34,334	6.7	6,370	16.4	8,619	12.4	12,302	10.3	7,931	12.1	9,285	17.2	14,047	16.7	7,514	4.3	100,402	10.7
季節調整値		35,056	4.1	6,763	3.8	9,155	4.0	12,933	0.2	8,444	0.1	9,766	3.9	15,303	4.3	7,631	▲ 1.1	105,051	2.8
3 有効求職者数	人	92,604	6.0	14,561	▲ 1.4	22,442	▲ 1.0	28,117	0.4	18,768	2.0	19,905	▲ 1.1	31,807	1.5	29,274	1.7	257,478	2.4
季節調整値		91,289	0.4	14,630	▲ 1.4	22,728	▲ 2.5	27,612	3.0	18,967	▲ 0.3	19,773	▲ 0.2	32,285	▲ 0.7	29,120	3.7	256,404	0.4
4 有効求人数	人	97,105	6.3	17,344	17.7	23,464	12.7	34,669	15.3	21,691	8.8	25,554	18.2	38,907	20.5	20,477	8.7	279,211	11.8
季節調整値		98,764	▲ 0.2	18,475	4.4	24,338	1.0	37,278	▲ 1.1	22,835	1.9	27,067	2.8	42,466	2.0	22,231	▲ 0.4	293,454	0.8
5 就職者数	人	4,232	▲ 9.4	1,116	1.0	1,840	▲ 3.7	1,766	▲ 3.3	1,498	▲ 4.0	1,663	1.2	2,383	2.5	1,340	▲ 11.2	15,838	▲ 4.3
6 紹介件数	件	15,132	▲ 12.5	3,015	▲ 2.7	5,081	▲ 0.2	4,675	▲ 5.6	3,861	▲ 6.8	3,888	▲ 11.9	5,560	▲ 11.6	4,031	▲ 21.1	45,243	▲ 10.2
7 新規求人倍率	倍	1.99	0.20	2.13	0.35	1.75	0.19	2.06	0.18	2.02	0.26	2.20	0.32	2.20	0.32	1.24	▲ 0.02	1.94	0.20
季節調整値		1.86	0.01	2.06	0.15	1.70	0.03	2.06	▲ 0.19	1.94	▲ 0.07	2.16	▲ 0.01	2.14	0.01	1.16	▲ 0.34	1.86	▲ 0.06
8 有効求人倍率	倍	1.05	0.00	1.19	0.19	1.05	0.13	1.23	0.16	1.16	0.08	1.28	0.21	1.22	0.19	0.70	0.05	1.08	0.09
季節調整値		1.08	▲ 0.01	1.26	0.07	1.07	0.04	1.35	▲ 0.06	1.20	0.02	1.37	0.04	1.32	0.04	0.76	▲ 0.04	1.14	0.00
9 雇用保険被保険者数	千人	1,782	0.5	242	0.0	367	▲ 0.5	501	0.6	335	▲ 0.3	304	0.3	465	0.2	447	0.9	4,443	0.3
10 雇用保険受給者実人員	人	23,881	▲ 4.2	3,552	0.2	6,158	▲ 1.4	7,960	▲ 6.3	5,767	▲ 0.3	4,921	▲ 1.8	7,379	1.9	6,575	▲ 8.8	66,193	▲ 3.3

（注）1　1～8は新規学卒除き、パートタイムを含む。

2　9は一般、高齢、短時間を含み、10は基本手当基本分（高年齢、特例を除き、短時間を含む）。

3　各県の左側は実数。右側は前年比（%・ポ）、ただし季節調整値は前月比（%・ポ）。

令和３年８月３１日
【照会先】
職業安定部職業安定課
課　　長　　伊藤　欣文（内線 4901）
課長補佐　　落合　寛　（内線 4908）
(代表電話) 092（434）9801
(直通電話) 092（434）9802

報道関係者　各位

～令和４年３月新規学校卒業者の求人・求職・就職内定等状況～

福岡労働局は、令和４年３月に福岡県内の中学、高校、大学等を卒業する生徒・学生について、令和３年７月末現在の求人・求職等状況を取りまとめましたので、公表します。

○ 高校新卒者の求人数は、１３，６９６人（対前年同月比３．５％増）となりました。

○ 高校新卒者の求職者数は、５，８５５人（対前年同月比１３．２％減）となり、その結果、求人倍率は、２．３４倍（対前年同月比０．３８ポイント上昇）となりました。

【高校新卒者　※】

○求人数	１３，６９６人（対前年同月比３．５％増）
○求職者数	５，８５５人（同１３．２％減）
○求人倍率	２．３４倍（同０．３８ポイント上昇）
○就職内定者数	９月１６日（木）から選考開始のため公表はありません。
○就職内定率	同上

【大学等新卒者】

○求職者数	２１，９６５人（対前年同月比０．４％減）
○就職内定者数	１０月１日（金）以降の正式内定まで公表はありません。
○就職内定率	同上

※ 高校の求人数は、福岡県内で受理したものです。

● 公表数値等は、福岡労働局ホームページでも確認できます。

ホーム ＞ 事例･統計情報 ＞ 職業紹介状況･職業安定業務等
＞ 統計情報 ＞ 新規学校卒業者の求人･求職･就職内定等状況

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/antei13.html

令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の求人・求職・就職内定状況

（令和3年7月末現在）　NO. 2

		求人数			求職者数			求人倍率			就職内定者数			就職内定率		
		3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年差	3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年差
中学校	合計	13	17	−23.5%	13	15	−13.3%	1.00	1.13	▲ 0.13						
	男計				8	10	−20.0%									
	女計				5	5	0.0%									
	県内希望者分				13	15	−13.3%									
	男計				8	10	−20.0%									
	女計				5	5	0.0%									
	県外希望者分				0	0	—									
	男計				0	0	—									
	女計				0	0	—									
高等学校	合計	13,696	13,233	3.5%	5,855	6,744	−13.2%	2.34	1.96	0.38						
	男計				3,607	4,162	−13.3%									
	女計				2,248	2,582	−12.9%									
	県内希望者分				4,875	5,716	−14.7%									
	男計				2,840	3,355	−15.4%									
	女計				2,035	2,361	−13.8%									
	県外希望者分				980	1,028	−4.7%									
	男計				767	807	−5.0%									
	女計				213	221	−3.6%									

※　中学、高校の求人数は、福岡県内で受理したものです。

様式1（2）

高 等 学 校 卒 業 者

NO. 3

管内事業所からの産業・規模別求人状況　（令和3年7月末現在）

産業・規模別	項目	高等学校卒業者 令和3年7月末現在	前年同月末現在	対前年比（%）	求人事業所数 3年7月	前年同月
産業別	A，B農、林、漁業（01～04）	22	29	−24.1%	14	16
	C鉱業、採石業、砂利採取業（05）	5	0		2	0
	D建　設　業（06～08）	3,203	2,942	8.9%	725	639
	E製　造　業（09～32）	3,411	2,767	23.3%	732	632
	09 食料品製造業	506	375	34.9%	97	88
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	38	18	111.1%	11	8
	11 繊 維 工 業	41	43	−4.7%	14	15
	12 木材・木製品製造業（家具除く）	38	15	153.3%	10	8
	13 家具・装備品製造業	41	36	13.9%	18	16
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	57	47	21.3%	18	14
	15 印刷・同関連産業	81	75	8.0%	18	18
	16 化 学 工 業	192	151	27.2%	33	27
	17 石油製品・石炭製品製造業	13	11	18.2%	2	3
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	134	106	26.4%	37	24
	19 ゴム製品製造業	59	45	31.1%	13	9
	21 窯業・土石製品製造業	119	122	−2.5%	36	32
	22 鉄　鋼　業	260	163	59.5%	37	29
	23 非鉄金属製造業	44	38	15.8%	16	12
	24 金属製品製造業	462	444	4.1%	121	107
	25 はん用機械器具製造業	243	162	50.0%	64	51
	26 生産用機械器具製造業	166	124	33.9%	42	37
	27 業務用機械器具製造業	25	11	127.3%	8	5
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	82	61	34.4%	14	12
	29 電気機械器具製造業	221	203	8.9%	57	53
	30 情報通信機械器具製造業	6	4	50.0%	4	2
	31 輸送用機械器具製造業	578	505	14.5%	60	59
	20、32 その他の製造業	5	8	−37.5%	2	3
	F電気・ガス・熱供給・水道業（33～36）	198	182	8.8%	17	16
	G情報通信業（37～41）	153	202	−24.3%	30	34
	H運輸業、郵便業（42～49）	863	853	1.2%	130	115
	I卸売業・小売業（50～61）	1,844	2,112	−12.7%	348	280
	50～55 卸売業	604	504	19.8%	165	122
	56～61 小売業	1,240	1,608	−22.9%	183	158
	J金融・保険業（62～67）	75	72	4.2%	17	16
	K不動産業、物品賃貸業（68～70）	181	265	−31.7%	35	35
	L学術研究、専門・技術サービス業（71～74）	275	249	10.4%	79	79
	M宿泊業、飲食サービス業（75～77）	366	357	2.5%	42	49
	76 飲食店	339	337	0.6%	35	41
	N生活関連サービス業、娯楽業（78～80）	537	550	−2.4%	78	74
	O教育、学習支援業（81,82）	17	5	240.0%	5	5
	P医療、福祉（83～85）	1,513	1,520	−0.5%	336	312
	Q複合サービス業（86,87）	68	87	−21.8%	17	21
	Rサービス業（他に分類されないもの）（88～96）	944	1,036	−8.9%	147	134
	91 職業紹介・労働者派遣業	136	96	41.7%	15	15
	92 その他の事業サービス業	468	636	−26.4%	71	69
	S、T公務（他に分類されるものを除く）・その他（97、98、99）	21	5	320.0%	2	1
合計		13,696	13,233	3.5%	2,756	2,458
規模別	29 人　以下	1,995	1,618	23.3%	824	690
	30 ～ 99 人	2,622	2,484	5.6%	746	667
	100 ～ 299 人	3,120	2,958	5.5%	594	557
	300 ～ 499 人	1,095	969	13.0%	189	161
	500 ～ 999 人	1,117	1,150	−2.9%	153	147
	1，000 人　以上	3,747	4,054	−7.6%	250	236

様式2（1）

令和4年3月中学校・高等学校卒業者の求職・就職内（決）定状況　（令和3年7月末現在）

NO. 4

		中学校			高等学校			学科別														
								商業科			工業科			農業科			家庭科その他			普通科		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
求職者数	計	(45) 13	(30) 8	(15) 5	(7,079) 5,855	(4,443) 3,607	(2,636) 2,248	734	240	494	2,247	2,030	217	348	229	119	809	203	606	1,717	905	812
	県内	(45) 13	(30) 8	(15) 5	(6,023) 4,875	(3,621) 2,840	(2,402) 2,035	658	198	460	1,577	1,428	149	302	196	106	710	167	543	1,628	851	777
	県外	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(1,056) 980	(822) 767	(234) 213	76	42	34	670	602	68	46	33	13	99	36	63	89	54	35
就職内定（決定）者数	計																					
	県内																					
	県外																					
就職内定（決定）率	計																					
	県内																					
	県外																					
前年同月就職内定（決定）率	計																					
	県内																					
	県外																					
前年同月差（ポイント）	計																					
	県内																					
	県外																					

※　（　）欄は、自営、縁故就職、公務員への応募等学校又は安定所の紹介によらない者を含めて計上。

令和4年3月新規学校卒業者の地域別求人・求職・就職内定状況

（令和3年7月末現在）　　NO. 5

		求人数			求職者数			求人倍率			就職内定者数			就職内定率		
		3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年差	3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年差
中学校	県合計	13	17	−23.5%	13	15	−13.3%	1.00	1.13	▲ 0.13						
	福岡地域	10	16	−37.5%	7	4	75.0%	1.43	4.00	▲ 2.57						
	北九州地域	0	0	—	4	4	0.0%	0.00	0.00	0.00						
	筑豊地域	0	0	—	2	3	−33.3%	0.00	0.00	0.00						
	筑後地域	3	1	200.0%	0	4	−100.0%	—	0.25	—						
高等学校	県合計	13,696	13,233	3.5%	5,855	6,744	−13.2%	2.34	1.96	0.38						
	福岡地域	6,030	6,239	−3.3%	1,846	2,181	−15.4%	3.27	2.86	0.41						
	北九州地域	3,772	3,346	12.7%	1,907	2,247	−15.1%	1.98	1.49	0.49						
	筑豊地域	1,199	1,041	15.2%	654	773	−15.4%	1.83	1.35	0.48						
	筑後地域	2,695	2,607	3.4%	1,448	1,543	−6.2%	1.86	1.69	0.17						

令和4年3月新規大学等卒業者の求人・求職・就職内定状況　（男・女別）

（令和3年7月末現在）　　NO. 6

		学校への推薦依頼数累計			全　求　職　者　数			就職内定者数			就職内定率		
		3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年差
大学等合計		424,079	490,570	−13.6%	21,965	22,045	−0.4%						
	男	*	*	*	10,157	10,273	−1.1%						
	女	*	*	*	11,808	11,772	0.3%						
高等専門学校		11,613	12,324	−5.8%	405	370	9.5%						
	男	*	*	*	310	272	14.0%						
	女	*	*	*	95	98	−3.1%						
短期大学		25,083	30,714	−18.3%	2,841	2,894	−1.8%						
	男	*	*	*	268	271	−1.1%						
	女	*	*	*	2,573	2,623	−1.9%						
大　学		387,383	447,532	−13.4%	18,719	18,781	−0.3%						
	男	*	*	*	9,579	9,730	−1.6%						
	女	*	*	*	9,140	9,051	1.0%						

※　推薦依頼数累計については、求人事業主から大学等に推薦依頼が行われた求人数の累計です。

令和4年3月新規大学等卒業者の求人・求職・就職内定状況 （文・理系別）

（令和3年7月末現在）　　NO. 7

		学校への推薦依頼数累計			全 求 職 者 数			就職内定者数			就職内定率		
		3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年比	3年7月	前年同月	前年差
大学等合計		424,079	490,570	−13.6%	21,965	22,045	−0.4%						
	文系	278,838	318,428	−12.4%	15,752	15,722	0.2%						
	理系	145,241	172,142	−15.6%	6,213	6,323	−1.7%						
高等専門学校		11,613	12,324	−5.8%	405	370	9.5%						
	文系	—	—	—	—	—	—						
	理系	11,613	12,324	−5.8%	405	370	9.5%						
短期大学		25,083	30,714	−18.3%	2,841	2,894	−1.8%						
	文系	24,170	28,476	−15.1%	2,668	2,657	0.4%						
	理系	913	2,238	−59.2%	173	237	−27.0%						
大　学		387,383	447,532	−13.4%	18,719	18,781	−0.3%						
	文系	254,668	289,952	−12.2%	13,084	13,065	0.1%						
	理系	132,715	157,580	−15.8%	5,635	5,716	−1.4%						

※ 推薦依頼数累計は、求人事業主から大学等に推薦依頼が行われた求人数の累計です。

様式1（2）

高 等 学 校 卒 業 者

管内事業所からの産業・規模別求人状況　（令和3年7月末現在）

福岡地域

産業・規模別	項目	高等学校卒業者 令和3年7月末現在	前年同月末現在	対前年比（%）	求人事業所数 3年7月	前年同月
産業別	A, B農、林、漁業（01～04）	6	5	20.0%	4	4
	C鉱業、採石業、砂利採取業（05）	1	0		1	0
	D建　設　業（06～08）	1,919	1,721	11.5%	327	304
	E製　造　業（09～32）	749	669	12.0%	183	169
	09 食料品製造業	236	173	36.4%	41	38
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	15	11	36.4%	4	4
	11 繊 維 工 業	3	3	0.0%	1	1
	12 木材・木製品製造業（家具除く）	7	3	133.3%	2	1
	13 家具・装備品製造業	5	8	−37.5%	3	5
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	25	30	−16.7%	7	8
	15 印刷・同関連産業	45	37	21.6%	8	8
	16 化 学 工 業	8	0		3	0
	17 石油製品・石炭製品製造業	0	1		0	1
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	26	23	13.0%	8	6
	19 ゴム製品製造業	3	1	200.0%	2	1
	21 窯業・土石製品製造業	18	20	−10.0%	7	6
	22 鉄　鋼　業	1	2	−50.0%	1	2
	23 非鉄金属製造業	2	0		1	0
	24 金属製品製造業	170	167	1.8%	39	33
	25 はん用機械器具製造業	56	45	24.4%	17	16
	26 生産用機械器具製造業	12	8	50.0%	5	4
	27 業務用機械器具製造業	2	2	0.0%	2	2
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	19	11	72.7%	6	4
	29 電気機械器具製造業	65	75	−13.3%	18	20
	30 情報通信機械器具製造業	0	0		0	0
	31 輸送用機械器具製造業	31	47	−34.0%	8	8
	20、32 その他の製造業	0	2		0	1
	F電気・ガス・熱供給・水道業（33～36）	186	171	8.8%	12	11
	G情報通信業（37～41）	96	147	−34.7%	22	22
	H運輸業、郵便業（42～49）	500	559	−10.6%	61	60
	I卸売業・小売業（50～61）	902	1,069	−15.6%	175	143
	50～55 卸売業	286	237	20.7%	93	67
	56～61 小売業	616	832	−26.0%	82	76
	J金融・保険業（62～67）	31	39	−20.5%	6	6
	K不動産業、物品賃貸業（68～70）	106	147	−27.9%	19	18
	L学術研究、専門・技術サービス業（71～74）	183	160	14.4%	42	44
	M宿泊業、飲食サービス業（75～77）	202	219	−7.8%	24	28
	76 飲食店	196	218	−10.1%	22	27
	N生活関連サービス業、娯楽業（78～80）	224	247	−9.3%	35	39
	O教育、学習支援業（81,82）	1	0		1	0
	P医療、福祉（83～85）	357	364	−1.9%	87	81
	Q複合サービス業（86,87）	21	30	−30.0%	6	7
	Rサービス業（他に分類されないもの）（88～96）	525	687	−23.6%	77	72
	91 職業紹介・労働者派遣業	64	60	6.7%	9	10
	92 その他の事業サービス業	368	545	−32.5%	40	39
	S、T公務（他に分類されるものを除く）・その他(97、98、99)	21	5	320.0%	2	1
合計		6,030	6,239	−3.3%	1,084	1,009
規模別	29 人　以下	743	599	24.0%	278	252
	30 ～ 99 人	1,088	1,079	0.8%	297	267
	100 ～ 299 人	1,344	1,306	2.9%	226	219
	300 ～ 499 人	483	434	11.3%	87	73
	500 ～ 999 人	514	605	−15.0%	69	70
	1，000 人　以上	1,858	2,216	−16.2%	127	128

様式1（2）

高 等 学 校 卒 業 者

管内事業所からの産業・規模別求人状況　（令和3年7月末現在）

北九州地域

産業・規模別 ＼ 項目		高等学校卒業者 令和3年7月末現在	前年同月末現在	対前年比（%）	求人事業所数 3年7月	前年同月
産業別	A, B農、林、漁業（01～04）	2	6	−66.7%	1	3
	C鉱業、採石業、砂利採取業（05）	0	0		0	0
	D建　設　業（06～08）	653	645	1.2%	162	131
	E製　造　業（09～32）	1,331	1,056	26.0%	250	216
	09 食料品製造業	56	53	5.7%	14	15
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	5	2	150.0%	3	2
	11 繊 維 工 業	2	7	−71.4%	1	2
	12 木材・木製品製造業（家具除く）	2	3	−33.3%	1	2
	13 家具・装備品製造業	2	2	0.0%	1	1
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14	9	55.6%	4	3
	15 印刷・同関連産業	21	21	0.0%	6	5
	16 化 学 工 業	70	70	0.0%	14	12
	17 石油製品・石炭製品製造業	13	10	30.0%	2	2
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	53	43	23.3%	10	8
	19 ゴム製品製造業	7	7	0.0%	2	2
	21 窯業・土石製品製造業	76	73	4.1%	17	16
	22 鉄　鋼　業	245	151	62.3%	30	22
	23 非鉄金属製造業	16	13	23.1%	7	4
	24 金属製品製造業	127	136	−6.6%	40	38
	25 はん用機械器具製造業	121	75	61.3%	25	18
	26 生産用機械器具製造業	15	16	−6.3%	6	7
	27 業務用機械器具製造業	5	2	150.0%	3	1
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	30	34	−11.8%	3	4
	29 電気機械器具製造業	116	90	28.9%	25	21
	30 情報通信機械器具製造業	5	4	25.0%	3	2
	31 輸送用機械器具製造業	327	235	39.1%	32	29
	20、32 その他の製造業	3	0		1	0
	F電気・ガス・熱供給・水道業（33～36）	11	9	22.2%	4	3
	G情報通信業（37～41）	29	28	3.6%	5	7
	H運輸業、郵便業（42～49）	245	215	14.0%	49	42
	I卸売業・小売業（50～61）	328	315	4.1%	63	58
	50～55 卸売業	105	87	20.7%	23	19
	56～61 小売業	223	228	−2.2%	40	39
	J金融・保険業（62～67）	28	17	64.7%	6	5
	K不動産業、物品賃貸業（68～70）	49	90	−45.6%	7	8
	L学術研究、専門・技術サービス業（71～74）	42	42	0.0%	16	15
	M宿泊業、飲食サービス業（75～77）	22	31	−29.0%	7	9
	76 飲食店	20	27	−25.9%	5	6
	N生活関連サービス業、娯楽業（78～80）	68	48	41.7%	16	11
	O教育、学習支援業（81,82）	14	3	366.7%	3	3
	P医療、福祉（83～85）	595	544	9.4%	104	89
	Q複合サービス業（86,87）	8	9	−11.1%	2	3
	Rサービス業（他に分類されないもの）（88～96）	347	288	20.5%	47	43
	91 職業紹介・労働者派遣業	62	36	72.2%	5	4
	92 その他の事業サービス業	65	63	3.2%	20	20
	S、T公務（他に分類されるものを除く）・その他(97、98、99)	0	0		0	0
合計		3,772	3,346	12.7%	742	646
規模別	29 人　以下	500	431	16.0%	199	168
	30 ～ 99 人	716	681	5.1%	192	173
	100 ～ 299 人	920	861	6.9%	188	164
	300 ～ 499 人	280	220	27.3%	50	40
	500 ～ 999 人	206	167	23.4%	37	33
	1，000 人　以上	1,150	986	16.6%	76	68

様式1（2）

高 等 学 校 卒 業 者

管内事業所からの産業・規模別求人状況　（令和3年7月末現在）

筑豊地域

産業・規模別	項目	高等学校卒業者 令和3年7月末現在	前年同月末現在	対前年比（%）	求人事業所数 3年7月	前年同月
産業別	A, B農、林、漁業（01～04）	0	0		0	0
	C鉱業、採石業、砂利採取業（05）	4	0		1	0
	D建　設　業（06～08）	129	141	−8.5%	44	35
	E製　造　業（09～32）	583	469	24.3%	111	89
	09 食料品製造業	90	58	55.2%	12	12
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	0	0		0	0
	11 繊 維 工 業	13	8	62.5%	5	3
	12 木材・木製品製造業（家具除く）	20	0		2	0
	13 家具・装備品製造業	0	0		0	0
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	3	2	50.0%	2	1
	15 印刷・同関連産業	3	0		1	0
	16 化 学 工 業	49	33	48.5%	6	5
	17 石油製品・石炭製品製造業	0	0		0	0
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	20	7	185.7%	9	3
	19 ゴム製品製造業	9	3	200.0%	4	1
	21 窯業・土石製品製造業	9	10	−10.0%	5	5
	22 鉄　鋼　業	5	5	0.0%	3	2
	23 非鉄金属製造業	3	5	−40.0%	2	3
	24 金属製品製造業	95	85	11.8%	21	18
	25 はん用機械器具製造業	39	20	95.0%	12	7
	26 生産用機械器具製造業	22	18	22.2%	6	8
	27 業務用機械器具製造業	0	0		0	0
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	13	6	116.7%	2	2
	29 電気機械器具製造業	14	14	0.0%	7	5
	30 情報通信機械器具製造業	0	0		0	0
	31 輸送用機械器具製造業	176	195	−9.7%	12	14
	20、32 その他の製造業	0	0		0	0
	F電気・ガス・熱供給・水道業（33～36）	0	0		0	0
	G情報通信業（37～41）	0	0		0	0
	H運輸業、郵便業（42～49）	19	10	90.0%	4	2
	I卸売業・小売業（50～61）	156	129	20.9%	30	20
	50～55 卸売業	30	24	25.0%	12	10
	56～61 小売業	126	105	20.0%	18	10
	J金融・保険業（62～67）	9	10	−10.0%	1	2
	K不動産業、物品賃貸業（68～70）	17	7	142.9%	5	3
	L学術研究、専門・技術サービス業（71～74）	6	0		4	0
	M宿泊業、飲食サービス業（75～77）	16	15	6.7%	4	4
	76 飲食店	12	8	50.0%	3	3
	N生活関連サービス業、娯楽業（78～80）	54	48	12.5%	10	9
	O教育、学習支援業（81,82）	0	1		0	1
	P医療、福祉（83～85）	168	177	−5.1%	39	38
	Q複合サービス業（86,87）	5	10	−50.0%	1	2
	Rサービス業（他に分類されないもの）（88～96）	33	24	37.5%	6	5
	91 職業紹介・労働者派遣業	10	0		1	1
	92 その他の事業サービス業	10	5	100.0%	2	2
	S、T公務（他に分類されるものを除く）・その他(97、98、99)	0	0		0	0
合計		1,199	1,041	15.2%	260	210
規模別	29 人　以下	194	133	45.9%	81	49
	30 ～ 99 人	218	218	0.0%	71	63
	100 ～ 299 人	250	208	20.2%	57	56
	300 ～ 499 人	102	94	8.5%	13	12
	500 ～ 999 人	129	156	−17.3%	18	13
	1，000 人　以上	306	232	31.9%	20	17

様式1（2）

高 等 学 校 卒 業 者

管内事業所からの産業・規模別求人状況　（令和3年7月末現在）

筑後地域

産業・規模別	項目	高等学校卒業者 令和3年7月末現在	前年同月末現在	対前年比（%）	求人事業所数 3年7月	前年同月
産業別	A, B農、林、漁業（01～04）	14	18	−22.2%	9	9
	C鉱業、採石業、砂利採取業（05）	0	0		0	0
	D建　設　業（06～08）	502	435	15.4%	192	169
	E製　造　業（09～32）	748	573	30.5%	188	158
	09 食料品製造業	124	91	36.3%	30	23
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	18	5	260.0%	4	2
	11 繊 維 工 業	23	25	−8.0%	7	9
	12 木材・木製品製造業（家具除く）	9	9	0.0%	5	5
	13 家具・装備品製造業	34	26	30.8%	14	10
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	15	6	150.0%	5	2
	15 印刷・同関連産業	12	17	−29.4%	3	5
	16 化 学 工 業	65	48	35.4%	10	10
	17 石油製品・石炭製品製造業	0	0		0	0
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	35	33	6.1%	10	7
	19 ゴム製品製造業	40	34	17.6%	5	5
	21 窯業・土石製品製造業	16	19	−15.8%	7	#VALUE!
	22 鉄　鋼　業	9	5	80.0%	3	3
	23 非鉄金属製造業	23	20	15.0%	6	5
	24 金属製品製造業	70	56	25.0%	21	18
	25 はん用機械器具製造業	27	22	22.7%	10	10
	26 生産用機械器具製造業	117	82	42.7%	25	18
	27 業務用機械器具製造業	18	7	157.1%	3	2
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	20	10	100.0%	3	2
	29 電気機械器具製造業	26	24	8.3%	7	7
	30 情報通信機械器具製造業	1	0		1	0
	31 輸送用機械器具製造業	44	28	57.1%	8	8
	20、32 その他の製造業	2	6	−66.7%	1	2
	F電気・ガス・熱供給・水道業（33～36）	1	2	−50.0%	1	2
	G情報通信業（37～41）	28	27	3.7%	3	5
	H運輸業、郵便業（42～49）	99	69	43.5%	16	11
	I卸売業・小売業（50～61）	458	599	−23.5%	80	59
	50～55 卸売業	183	156	17.3%	37	26
	56～61 小売業	275	443	−37.9%	43	33
	J金融・保険業（62～67）	7	6	16.7%	4	3
	K不動産業、物品賃貸業（68～70）	9	21	−57.1%	4	6
	L学術研究、専門・技術サービス業（71～74）	44	47	−6.4%	17	20
	M宿泊業、飲食サービス業（75～77）	126	92	37.0%	7	8
	76 飲食店	111	84	32.1%	5	5
	N生活関連サービス業、娯楽業（78～80）	191	207	−7.7%	17	15
	O教育、学習支援業（81,82）	2	1	100.0%	1	1
	P医療、福祉（83～85）	393	435	−9.7%	106	104
	Q複合サービス業（86,87）	34	38	−10.5%	8	9
	Rサービス業（他に分類されないもの）（88～96）	39	37	5.4%	17	14
	91 職業紹介・労働者派遣業	0	0		0	0
	92 その他の事業サービス業	25	23	8.7%	9	8
	S、T公務（他に分類されるものを除く）・その他(97、98、99)	0	0		0	0
合計		2,695	2,607	3.4%	670	593
規模別	29 人　以下	558	455	22.6%	266	221
	30 ～ 99 人	600	506	18.6%	186	164
	100 ～ 299 人	606	583	3.9%	123	118
	300 ～ 499 人	230	221	4.1%	39	36
	500 ～ 999 人	268	222	20.7%	29	31
	1，000 人　以上	433	620	−30.2%	27	23

新規高卒者の求人・求職・就職状況の推移

1　求人倍率の推移

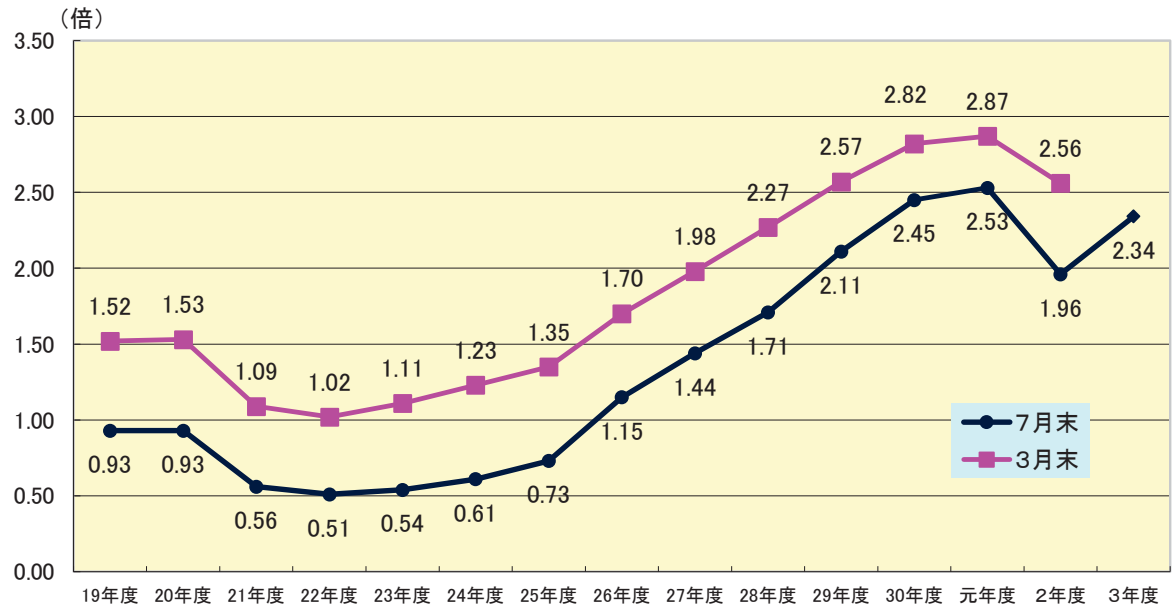

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
7月末	0.93	0.93	0.56	0.51	0.54	0.61	0.73	1.15	1.44	1.71	2.11	2.45	2.53	1.96	2.34
3月末	1.52	1.53	1.09	1.02	1.11	1.23	1.35	1.70	1.98	2.27	2.57	2.82	2.87	2.56	

2　県内求人数の推移

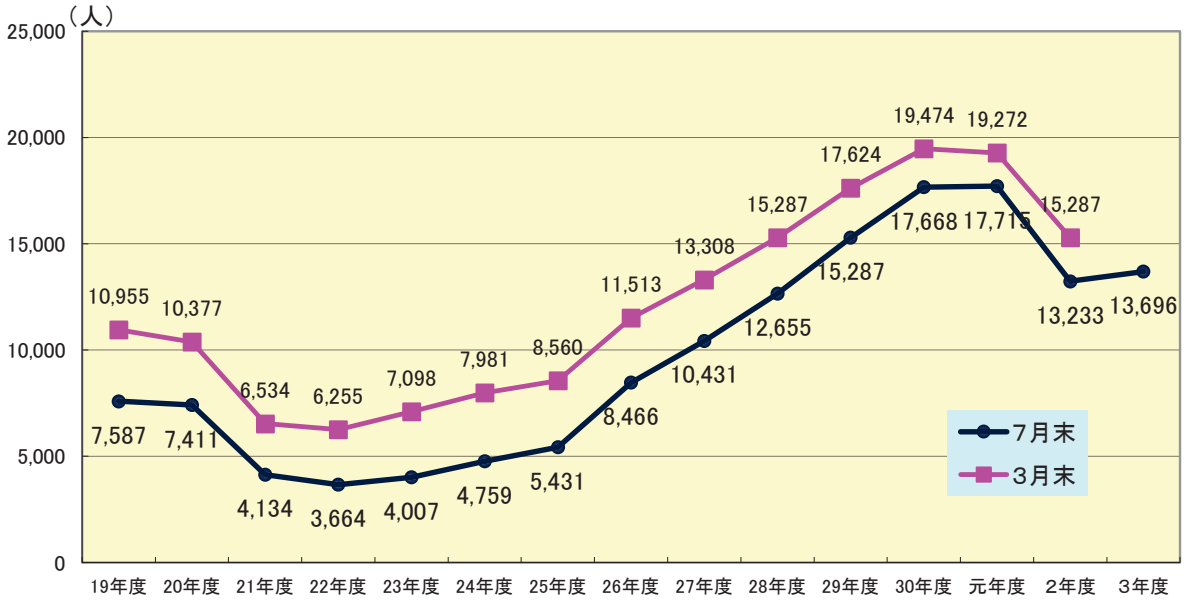

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
7月末	7,587	7,411	4,134	3,664	4,007	4,759	5,431	8,466	10,431	12,655	15,287	17,668	17,715	13,233	13,696
3月末	10,955	10,377	6,534	6,255	7,098	7,981	8,560	11,513	13,308	15,287	17,624	19,474	19,272	15,287	

3　求職者数の推移

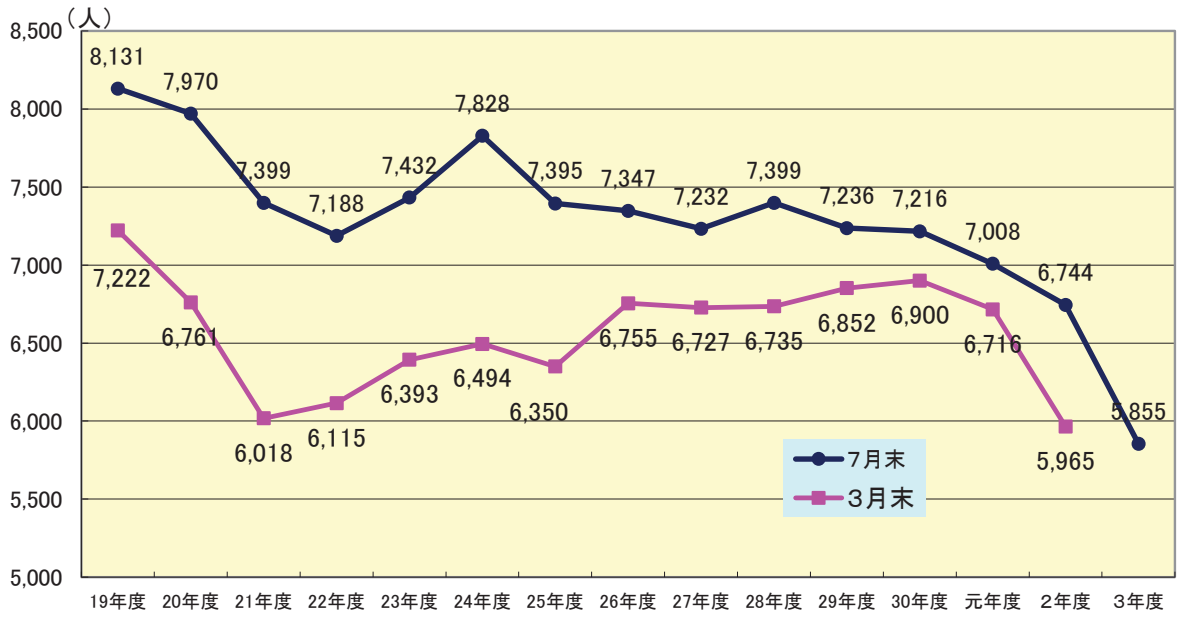

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
7月末	8,131	7,970	7,399	7,188	7,432	7,828	7,395	7,347	7,232	7,399	7,236	7,216	7,008	6,744	5,855
3月末	7,222	6,761	6,018	6,115	6,393	6,494	6,350	6,755	6,727	6,735	6,852	6,900	6,716	5,965	

4　就職内定率の推移

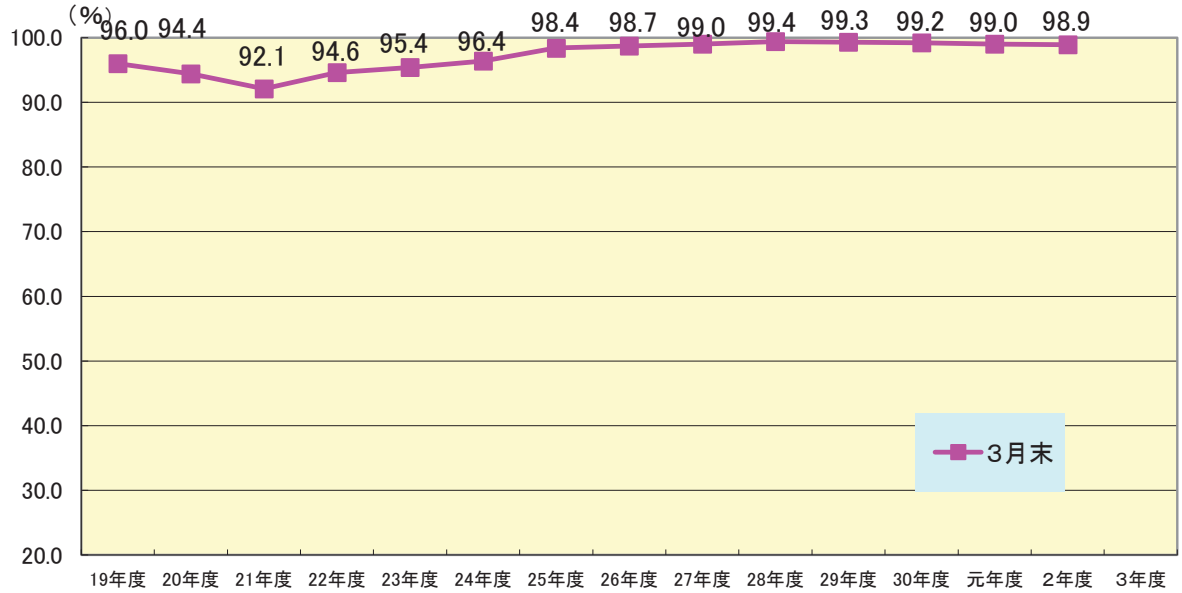

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
3月末	96.0	94.4	92.1	94.6	95.4	96.4	98.4	98.7	99.0	99.4	99.3	99.2	99.0	98.9	

令和３年度 学卒募集・採用選考スケジュール

高校	
求人受付開始	令和3年6月1日
学校への求人申込	令和3年7月1日
採用選考開始	令和3年9月16日
採用内定開始	令和3年9月16日

大学等	
広報活動開始	令和3年3月1日
採用選考活動開始	令和3年6月1日
正式内定日	令和3年10月1日

【参考】今後の学卒関係公表予定

・令和３年８月末（７月末時点）

・令和３年１０月末（９月末時点）高卒の内定率公表開始

・令和３年１１月末（１０月末時点）大卒等の内定率公表開始

・令和３年１２月末（１１月末時点）※

・令和４年１月末（１２月末時点）※

・令和４年２月末（１月末時点）※

・令和４年３月末（２月末時点）

・令和４年４月末（３月末時点）年度末確定分

※福岡労働局ホームページ公表のみ

労働局長定例記者会見
配　　付　　資　　料

厚生労働省
福岡労働局

新型コロナウイルス感染症に関わる福岡の働く人と企業への主な支援の取組み
（令和３年８月時点）

令 和 ３ 年 ８ 月 ３ １ 日
厚生労働省福岡労働局

雇用確保の支援策①　雇用調整助成金
（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小 ・労働者に一時的休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った	事業主の申請に基づき、雇用調整助成金により、休業手当、教育訓練に係る賃金相当額等の一部を助成

●事業主の皆さまに、雇用調整助成金を活用し雇用維持に努めていただけるよう、令和３年11月３０日まで特例措置を実施する予定としています。

支給対象となる事業主

○以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています

１．新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
２．最近１か月間の売上高または生産量などが**前年同月比５％以上減少**している（※）
（※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります）
３．労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

12月以降の取り扱いは検討中

助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。
学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。
（雇用調整助成金と同様に申請できます）

助成額と助成率

○ 助成額 (平均賃金額(※) × 休業手当等の支払率) × 下表の助成率(1人1日あたり15,000円もしくは13,500円が上限)

○ 助成率　※平均賃金額の算定について、小規模の事業所(概ね20人以下)は簡略化する特例措置を実施。

判定基礎期間の初日			～４月	５月～９月
中小企業	原則的な措置【全国】		4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
中小企業	業況特例（※１）【全国】		－	4/5(10/10) 15,000円
中小企業	地域に係る特例（福岡県対象）	緊急事態宣言(※２)	－	4/5(10/10) 15,000円
中小企業	地域に係る特例（福岡県対象）	まん延防止等重点措置(※３)	－	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置【全国】		2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
大企業	業況特例(※１)【全国】		4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	地域に係る特例（福岡県対象）	緊急事態宣言(※２)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	地域に係る特例（福岡県対象）	まん延防止等重点措置(※３)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

※1 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している全国の事業主

※2 緊急事態宣言対象区域において、特定都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主

※3 まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主

(注)括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

【最低賃金引上げを踏まえた雇用維持の支援】　NEW
業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる令和３年10月から12月までの３か月間、休業規模要件を問わず支給します。

雇用確保の支援策②

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされたが、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった	労働者の申請に基づき、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給

対象者	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業主が休業させた ①中小企業の労働者 ②大企業のシフト労働者等（※１） 　のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者 （※１）労働契約上、労働日が明確でない労働者（シフト制、日々雇用、登録型派遣） 　※雇用保険被保険者でない方も対象
対象期間	上述①の労働者　令和2年4月1日から令和3年９月30日まで（11月末まで延長予定） 上述②の労働者　（1）令和2年4月1日から令和2年6月30日まで 　（2）令和3年1月8日から令和3年9月30日まで（11月末まで延長予定）
支援金額の算定方法	休業前の１日当たりの平均賃金×80%（※２）　×（各月の歴日数－就労日等） （※２）上述②の労働者のうち令和2年4月1日から6月30日までの休業については60% 　１日当たりの支給額（11,000円が上限、令和３年５月以降は9,900円（※３）が上限） （※3）地域特例：上限11,000円（福岡県対象） 緊急事態宣言が発令された対象地域及びまん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等によるもの
手続内容その他	①申請方法：郵送又はオンライン申請 （労働者本人が直接申請するほか、事業主経由での申請も可能） ②必要書類：支給申請書、支給要件確認書、本人確認書類、振込先口座確認書類、休業前及び休業中の賃金額を確認できる書類、（大企業の方のみ）シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の疎明書及びその内容が確認できる書類。 ③お問い合わせ先 　厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 　電話 0120-221-276（月～金 8:30~20:00 / 土日祝 8:30~17:15）

雇用確保の支援策③
産業雇用安定助成金

詳しくは
福岡労働局 検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、**在籍出向**により労働者の雇用を維持する場合	**出向元**事業主の共同申請（出向先分も共に行う）に基づき、**出向運営経費**（賃金、教育訓練等に係る経費等）、**出向初期経費**（就業規則等の整備費用、備品等の初期経費等）の一部を助成

支給対象となる「出向」

① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業を一時的に縮小し、労働者の雇用維持を目的に出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主**（出向元事業主）**
② 当該労働者を受け入れる事業主**（出向先事業主）**
※**出向**の**要件**
・**出向期間終了後**は**元の事業所に戻って**働くこと
・**出向元と出向先**が、資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められること**
・**令和３年8月1日から、独立性が認められない事業主間**で実施される**出向**についても、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向については**助成対象**
・出向を受け入れるために、**出向先で別の人を離職させていない**こと

助成内容

○**出向運営経費**
出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成

	中小企業(※1)	中小企業以外(※1)
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・出向先の合計）	12,000円/日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2 NEW

○**出向初期経費**
就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成 （※2）

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※3)	各5万円/1人当たり(定額)	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成金の加算を行う。

働く人への主な支援策①

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響等で離職、休業、シフトが減少した。今後のステップアップのため、職業訓練を受講したい	各ハローワークに、新型コロナウイルス感染症の影響等で離職した方等を対象に、職業訓練の情報提供や受講あっせん等をワンストップで実施する「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置。 **●「公共職業訓練」（離職者訓練）** 雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。 **●「求職者支援訓練」** 雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。 **「求職者支援制度」への特例措置の導入（９月末まで）** ・職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置 月収入８万円以下→シフト制で働く方等は月収入１２万円以下に引上げ ・職業訓練受講給付金の出席要件の緩和 働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする。 ※訓練の受講には各種条件があります。詳しくはお問合せください。	**●公共職業訓練** **●求職者支援訓練** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **ハローワーク**
・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業などに関して相談したい ＊企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します	特別労働相談窓口における専門スタッフによるきめ細かな相談対応 ・賃金等労働条件に関する相談、退職、解雇・雇止め、労働条件引き下げに関する相談等	**新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　指導課** **TEL:092-411-4764** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

働く人への主な支援策②

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、妊娠中の女性労働者が職場で働くことに不安を感じている ＊企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します	妊娠中の女性労働者が、母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医等から指導を受けた場合は、事業主は指導に基づいて必要な措置を講じなければならない ※本措置の対象期間 令和2年5月7日～令和4年1月31日まで	**母性健康管理措置** **【問合せ先】** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　指導課** **TEL:092-411-4894** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

労災保険給付

職場で新型コロナウイルスに感染した場合は	制度・窓口など
業務によって新型コロナウイルスに感染した場合は**労災保険給付**の対象となります **【対象となるのは】** ・感染経路が業務によることが明らかな場合 ・感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合 （※）例1　複数の感染者が確認された労働環境下での業務 （※）例2　顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務 ・医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象 詳しくは厚生労働省HPのQ＆A（項目「５労災補償」）をご覧ください▶	**労災保険給付** **・療養補償給付** **・休業補償給付** **・遺族補償給付** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **労働基準監督署**

企業への主な支援策①（助成金）

詳しくは
福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、休暇を取得させた	令和2年5月7日から令和4年１月31日までの間に ①～③全ての条件を満たした事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、有給の休暇制度（賃金相当額の6割以上支給）を整備 ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知 ③当該休暇を合計して20日以上取得させた ●対象労働者１人当たり：28.5万円※１事業所当たり5人まで ※上記に加えて、上記休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金**「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」**（15万円（1事業場につき1回限り））も設けています。	**両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **雇用環境・均等部** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**
・中小企業事業主が新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者に、法定の介護休業等とは別の介護のための有給休暇制度を設け、休暇を取得させた	次の①②の条件を満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知 ②新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得 【助成額】 ●対象労働者１人当たり 有給休暇 合計5日以上10日未満：20万円 合計10日以上：35万円 ※１中小事業主当たり1年度5人まで	**両立支援等助成金（介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」）** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **雇用環境・均等部** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

企業への主な支援策②（助成金）

詳しくは
福岡労働局　検索

<table>
<tr><th>こんなとき</th><th>支援策</th><th>制度・窓口など</th></tr>
<tr><td>・新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた</td><td>①次のどちらも実施されていること。
（ｲ）小学校等が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話を行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金全額支給）を取得できる制度の規定化。
（ﾛ）小学校等が臨時休校等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知
・テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックスタイムの制度、始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）、ベビーシッター費用補助制度　等
②労働者1人につき、①の（ｲ）に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと。
● １人あたり5万円：１事業主につき10人まで（上限50万円）</td><td>両立支援等助成金
（育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」）
【問合せ先】
都道府県労働局
雇用環境・均等部
TEL:092-411-4717
午前8時30分～午後5時15分
（土、日、祝日、年末年始を除く）</td></tr>
<tr><td>・新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に試行的に雇用</td><td>●以下の全てを満たす方を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主
①令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方（シフトの減少により実質的に離職と同様の状態にある方も含む）
②紹介日時点で、離職している期間が3か月を超える方
③紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している方
<table>
<tr><th></th><th>新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース</th><th>新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース</th></tr>
<tr><td>支給額
（月額）</td><td>最大4万円
（最長3か月）</td><td>最大2.5万円
（最長3か月）</td></tr>
<tr><td>本人の希望</td><td>常用雇用
（所定労働時間:週30時間以上）</td><td>短時間労働
（所定労働時間:週20時間以上30時間未満）</td></tr>
</table>
事前にトライアル雇用求人をハローワーク等に提出し、これらの紹介により、対象者を原則３か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。</td><td>トライアル雇用助成金
（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）
【問合せ先】
都道府県労働局
ハローワーク</td></tr>
</table>

企業への主な支援策③（その他）

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たにテレワークの実施を検討している	●テレワーク相談センター テレワークに関する様々なご相談について、無料で対応しています。 ●「テレワーク総合ポータルサイト」の開設 テレワークに関連する情報を一元化して、テレワーク導入を検討する企業に、さまざまな情報を提供するため、「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しています。 ●人材確保等支援助成金（テレワークコース） 良質なテレワークを新規導入し実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が助成対象となります。 ※助成金の支給には各種要件があります。 詳細はお問合せください。	**テレワーク相談センター** **TEL:0120-861009** **午前9時00分～午後5時00分** **（土、日、祝日を除く）** **テレワーク総合ポータルサイト** **人材確保等支援助成金** **（テレワークコース）** **福岡労働局** **雇用環境・均等部** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分** **（土、日、祝日、年末年始を除く**
・新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料を納付することが困難となった場合	事業に係る収入に相当の減少があった場合に、一定の要件に該当するときは、申請により労働保険料等の納付の猶予を受けることができます。 すでに特例猶予の許可を受けている場合で、猶予期間内での納付が困難な場合は、猶予期間の延長が認められる場合もあります。（詳しくは相談を） ※延滞金が免除　※財産の差押えや換価が猶予	**労働保険料の納付の猶予制度** **【問合せ先】** **福岡労働局** **労働保険徴収課** **TEL:092-434-9832** **労働基準監督署** **午前8時30分～午後5時15分** **（土、日、祝日、年末年始を除く）**
・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止したい	「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用を促進 ※基本的な対策の実施状況を点検可能	**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」** **厚生労働省、福岡労働局のHPからダウンロード**

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の設置

相談内容	相談窓口	住所	電話番号
○労働条件に関する相談 （解雇・雇止め、内定取消、休業、休業手当、特別休暇等）	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課 総合労働相談コーナー	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092(411)4764（直通）
	福岡中央労働基準監督署 総合労働相談コーナー	福岡市中央区長浜2-1-1 福岡中央労働基準監督署４階	092(761)5600（直通）
○雇用調整助成金に関する相談	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室	福岡市博多区博多駅東2-14-1 スフィンクスセンタービル２階	092(402)0537（直通）
	福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎１階	093(616)0860（直通）
	【相談・申請受付】　ハローワーク飯塚・大牟田・久留米・小倉 【相談】　ハローワーク福岡中央・直方・田川・行橋・福岡東・八女・朝倉・福岡南・福岡西		
○求人・雇用保険等に関する相談	福岡中央公共職業安定所 特別労働相談窓口	福岡市中央区赤坂1-6-19 福岡中央公共職業安定所３階	092(712)8609（代表）
○新卒者内定取消等に関する相談	福岡新卒応援ハローワーク 特別相談窓口	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル１２階	092(714)1556（直通）
	北九州新卒応援ハローワーク（小倉） 特別相談窓口	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル２F	093(512)0304（直通）
	北九州新卒応援ハローワーク（八幡） 特別相談窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡公共職業安定所内	093(622)6690（直通）
○派遣労働者に関する相談	福岡労働局職業安定部 需給調整事業課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館１階	092(434)9711（直通）
○母性健康管理措置等に係る相談	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館４階	092(411)4894（直通）
○職場における感染拡大防止に係る相談	福岡労働局労働基準部 健康課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館４階	092(411)4798（直通）

「在籍型出向」により・労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま
・人材を活用したい事業主の皆さまへ

制度改正のお知らせ

独立性が認められない子会社間などの「在籍型出向」も産業雇用安定助成金の助成対象になります

助成金の概要

「産業雇用安定助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う**ものです。

※助成金の詳細については、**「産業雇用安定助成金ガイドブック」**をご確認ください。

ガイドブックはこちら

新たに助成金の対象となる「出向」 NEW

以下の項目全てを満たした出向が対象となります。

■資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向

（例）・子会社間の出向（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限る）
・代表取締役が同一人物である企業間の出向
・親会社と子会社の間の出向
・「人事、経理、労務管理、労働条件等の決定への関与」や「常時の取引状況」などを総合的に判断し、独立性が認められないと判断される企業間の出向

※独立性が認められる事業主間で実施される出向の場合は、通常の助成率・助成額が適用されます。

■新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる**出向

■**令和3年8月1日以降に新たに開始**される出向

※令和３年８月１日から令和３年９月３０日までに開始した出向に係る計画届については、令和３年９月３０日まで（令和３年９月３０日までに支給申請を行う場合には支給申請を行う日まで）に提出することができます。詳細は下記の「申請・お問い合わせ先」へご確認下さい。

助成率 NEW

出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
助成率	**2/3**	**1/2**
上限額（出向元・先の計）	**12,000円／日**	

※出向の成立に要する措置を行った場合に助成される「**出向初期経費助成」は支給されません。**

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、**下記のコールセンター**もしくは**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

[雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター]

電話番号　**0120(60)3999**　受付時間　9:00～21:00　土日・祝日含む

お問い合わせ先はこちら

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご留意ください。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

福岡労働局

令和３年８月作成

「在籍型出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／「在籍型出向」により人材を活用したい事業主の皆さまへ

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

（ガイドブックはこちら）

助成金の対象となる「出向」

■**対象：**雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

■**前提：**雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

【令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例】

独立性が認められない事業主間の出向（※1）も、一定の要件（※2）を満たせば助成対象となります。

（※1）例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向など

（※2）新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

その他の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認下さい。

対象事業主

① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主**（出向元事業主）**

② 当該労働者を受け入れる事業主**（出向先事業主）**

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業（※1）	中小企業以外（※1）
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	**9/10**	**3/4**
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	**4/5**	**2/3**
上限額（出向元・先の計）	**12,000円／日**	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業**2/3**、中小企業以外**1/2**

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。（※2）

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※3）	各5万円／1人当たり（定額）	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は**支給されません**。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030728企07

受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

↓

出向計画届提出・要件の確認※2※5

↓

出向の実施

↓

支給申請※3※5・助成金受給※4

※1　出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※2　**出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成**し、出向開始日の前日（可能であれば２週間前）までに**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います。）。

※3　1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います）

※4　支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

※５　計画届の提出および支給の申請は**オンラインでも**受け付けています。
【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】
https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/

参考：助成額比較(イメージ)

一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があり得ます。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- 出向期間中の出向運営経費
  - 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**、
  - 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・先ともに中小企業事業主
※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない
※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担） **3,600円**		出向運営経費 **8,400円** （出向先賃金負担 **5,400円**、教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**）	
産業雇用安定助成金 **9/10** **3,240円**	**実質負担** **1/10** 360円	**産業雇用安定助成金** **9/10** **7,560円**	**実質負担** **1/10** 840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成する場合があります。（出向初期経費）

■（参考）雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担） **3,600円**		出向運営経費 **8,400円** （出向先賃金負担 **5,400円**、教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**）
雇用調整助成金 **2/3** **2,400円**	**実質負担** **1/3** 1,200円	**実質負担** **10/10** 8,400円

申請・お問い合わせ先

助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、**下記のコールセンター**もしくは**最寄りの都道府県労働局またはハローワーク**までお問い合わせください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話番号　**0120-60-3999**　受付時間　9:00～21:00　土日・祝日含む

※最寄りの都道府県労働局及びハローワークのお問い合わせ先は厚生労働省HPをご確認ください。
※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご留意ください。

（公財）産業雇用安定センターでは「出向」を活用して従業員の雇用を守る企業を無料で支援しています！

（公財）産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**

感染症の影響で従業員の仕事がない。雇用を維持するために一時的に他社で働いてほしい。

人手不足が感染症の影響で加速している。人員の確保が急務。

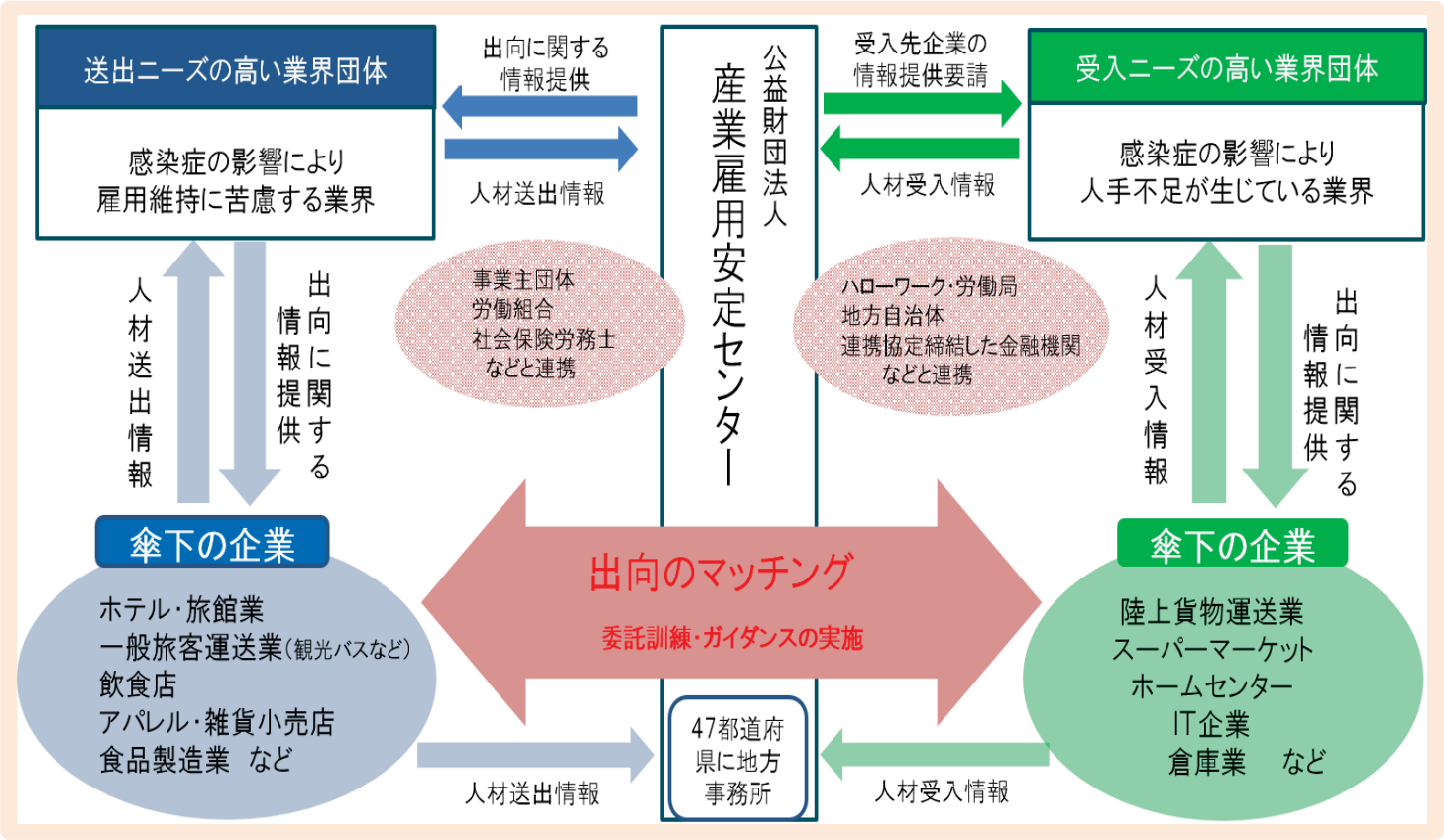

お問い合わせ先

全国47都道府県の県庁所在地に産業雇用安定センターの事務所があり、
無料で企業からのご相談を承っています。

（公財）産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

（産業雇用安定センターホームページ）

感染症の影響を受けた企業の出向を活用した雇用維持の具体例

事例1：旅客自動車運送業　→　貨物自動車運送業

観光バス会社（送出企業）

訪日外国人旅行客を専門としているが、観光バスが運行できない状況。**バス運転手**を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、**出向を活用して雇用維持を図りたい**。

＜企業規模：29人以下＞

出向期間5か月
出向労働者2名

精密部品運送会社（受入企業）

精密部品を専門として輸送しているが、**運転手が慢性的に不足**しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる**丁寧かつ繊細な運転が期待**できるので出向として受け入れたい。

＜企業規模： 29人以下＞

事例2：旅館・ホテル業　→　食肉加工・販売・飲食業

リゾートホテル（送出企業）

インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機に**レストラン部門の調理人**を**新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい**。

＜企業規模： 100人～299人＞

出向期間6か月
出向労働者2名

レストラン（受入企業）

食肉加工の直営レストランを経営している。**調理人を**正社員として**採用したい**と考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、**同じ地域の企業のお役に立つ**ことを意図して出向受入に切り替えることとした。

＜企業規模： 30人～49人＞

事例3：航空運送業　→　卸・小売業

航空運送業（送出企業）

コロナの影響で航空旅客取扱量が大きく減少しており、雇用過剰となっている。**社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保**して**雇用を維持したい**。

＜企業規模：１万人以上＞

出向期間6か月
出向労働者14名

卸・小売業（受入企業）

新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、**店舗での販売員として出向で受け入れ**たい。当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。

＜企業規模： 5,000～9,999人＞

各地域でも出向支援の取り組みが始まっています（一例）

都道府県	概要	関係機関
千葉県	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において、「一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足などの企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する」ことなどを含む公労使共同宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議
愛知県 岐阜県 三重県	人材を送り出したい企業と受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査において人材マッチングの仕組みを利用したいと回答した企業に対して、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）及び中部産業連盟のコーディネーターがヒアリングした上で、企業間の人材マッチングを実施	中部経済産業局、産業雇用安定センター、中部産業連盟、労働局、県、経済団体、金融機関　など
佐賀県	県、産業雇用安定センターおよび労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施	産業雇用安定センター、労働局、県

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しました！

・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」

・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していきますので、あわせてご活用ください。

（厚生労働省ホームページ）

福岡労働局のイベント等予定・トピックス

内容

タイトル ５（１）	事業場内最低賃金の引上げを支援します！業務改善助成金の拡充について
内　　容	「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。 事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。 ８月１日からは、対象人数の拡大や助成上限額の引上げを行いました。また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、４５円コースの新設、同一年度内の複数回申請を可能にするなど、使い勝手の向上を図っています。
担 当 者	雇用環境・均等部 企画課　谷・大曲　TEL０９２－４１１－４７１７

タイトル ５（２）	【オンライン】全国労働衛生週間説明会（受付サイト） ～令和３年スローガン「向き合おう！ こころとからだの健康管理」～
日　時	9月1日(水)から9月30日(木)
場　　所	「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」で参加の申し込みを行って下さい。
内　　容	10月１日から7日までの間、実施される「全国労働衛生週間」の準備期間中に、県下の各労働基準監督署が「事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を促進するための取組」に関するオンライン説明会を開催します。
担 当 者	労働基準部　健康課　高野・上村・阿部　TEL ０９２－４１１－４７９８

タイトル ５（３）	【オンライン】ふくおかオンライン合同企業説明会（事前予約制） ～就職氷河期世代を支援します～
日　時	北九州地区：9月18日（土）10：00～16：00　福岡地区：9月25日（土）10：00～16：00
場　　所	オンライン設備がない又は通信環境が不安定な方のための特設会場は別途準備しているため、事前に運営事務局（ヒューマンアカデミー(株)）あて要電話連絡。 TEL092-713-8631
内　　容	就職氷河期世代の求職者（おおむね35歳以上55歳未満の就職・転職をお考えの方）を対象に、企業との相互理解、出会いの場を提供します。参加方法等については、リーフレット記載の専用ホームページにアクセス又は運営事務局までお問い合わせください。 参加企業：約30社
担 当 者	職業安定部 職業安定課 平嶋・西村　TEL０９２－４３４－９８０２

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！ 業務改善助成金 検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和４年１月３１日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	１人	２０万円	以下の２つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 ４／５ 生産性要件を満たした場合は ９／１０(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 ３／４ 生産性要件を満たした場合は ４／５(※2)
		２～３人	３０万円		
		４～６人	５０万円		
		７人以上	７０万円		
		10人以上(※1)	８０万円		
30円コース	30円以上	１人	３０万円		
		２～３人	５０万円		
		４～６人	７０万円		
		７人以上	１００万円		
		10人以上(※1)	１２０万円		
（新設）45円コース	45円以上	１人	４５万円		
		２～３人	７０万円		
		４～６人	１００万円		
		７人以上	１５０万円		
		10人以上(※1)	１８０万円		
60円コース	60円以上	１人	６０万円		
		２～３人	９０万円		
		４～６人	１５０万円		
		７人以上	２３０万円		
		10人以上(※1)	３００万円		
90円コース	90円以上	１人	９０万円		
		２～３人	１５０万円		
		４～６人	２７０万円		
		７人以上	４５０万円		
		10人以上(※1)	６００万円		

（※１）10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。
①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

（※２）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
  ※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和４年３月３１日です。

お問い合わせ先）

◆業務改善助成金コールセンター
【受付時間】平日８:３０～１７：１５　☎０３－６３８８－６１５５

◆福岡働き方改革推進支援センター
【受付時間】平日９:００～１７:００　☎０８００－８８８－１６９９

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）
→ 審査 → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → 審査 → 支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
  詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例・～

業務改善 事例1　業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要
【所在地】三重県　【従業員数】26人　【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、**助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。**

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

さらなる工夫
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容
業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果
清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ　インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2　テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要
【所在地】福岡県　【従業員数】9人　【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、**助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。**

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容
テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果
注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ　インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

厚生労働省

（R３.8.10）

福岡県 Fukuoka Prefecture

厚生労働省 福岡労働局

業務改善助成金 制度説明会・個別相談会

業務改善助成金を県内企業の皆様に有効にご活用いただくため、制度説明会及び個別相談会を開催いたします。是非ご参加ください。

業務改善助成金概要

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。 業務改善助成金 で検索

福岡地区
9月22日（水）※申込を締め切りました
27日（月）※追加開催
14:00～16:00
福岡西総合庁舎
（福岡県福岡市中央区赤坂1-8-8）

筑後地区
9月16日（木）
14:00～16:00
久留米総合庁舎
（福岡県久留米市合川町1642-1）

北九州地区
9月15日（水）
14:00～16:00
小倉総合庁舎
（福岡県北九州市小倉北区城内7-8）

筑豊地区
9月21日（火）
14:00～16:00
ハローワーク飯塚
（福岡県飯塚市芳雄町12－1）
※会場が変更になっています

参加費無料
（要事前申込）

各回定員20社　いずれも先着順
（個別相談会は各回定員6社）

説明会のタイムスケジュール

第1部（14:00～15:00）
「業務改善助成金」の制度説明
福岡労働局雇用環境・均等部企画課

第2部（15:00～16:00）
社会保険労務士による個別相談会
（1社あたり30分程度・各回定員6社まで）

※第2部（個別相談）の申込みは開催日の平日3日前までにお願いします。

◎ 業務改善助成金の制度、支給要件等に関するお問合せ

福岡働き方改革推進支援センター　☎0800－888-1699（平日9:00～17:00）
福岡労働局雇用環境・均等部企画課　☎092-411-4717　FAX092-411-4895

◎ 説明会に関するお問合せ

福岡県福祉労働部労働局労働政策課　☎092-643-3587　FAX092-643-3588

参加に当たっては業務改善助成金をご活用いただける事業場の要件をご確認ください。

☑ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
※福岡県内事業場の場合：現在の事業場内最低賃金が842円～872円

☑ 事業場規模が100人以下であること

☑ 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上にかかる設備投資などを行う予定があること

生産性向上の設備投資の例

○ POSレジシステム、自動釣銭機
導入前：入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。
導入後：精算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

○ フォークリフト・特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）
導入前：荷物の運搬や積み下ろし作業に時間がかかっていた。
導入後：一度に大量の重量物等を運ぶことができ、作業時間が短縮した。

○ テーブルオーダーシステム
導入前：テーブルまで従業員が行き注文を取っていたため、時間がかかっていた。
導入後：顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

お申込み方法

WEBでのお申込み

県庁ホームページにアクセスし、案内に従ってお申込みください。

URL https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gyoumukaizen setsumeikai.html

業務改善助成金　福岡県　説明会　で検索

TELでのお申込み

福岡県福祉労働部労働局労働政策課にご連絡ください。

☎092-643-3587

- いただいた個人情報は本説明会開催以外の目的で使用することはありません。
- 参加に当たっては新型コロナウイルス等感染症対策にご協力をお願いいたします。
  - 発熱等の症状がみられる場合は、参加をお控えください。
  - 会場内ではマスクの着用・手指消毒等のご協力をお願いします。

（令和3年8月27日現在の情報で作成しています）

厚生労働省
福岡労働局

Press Release

令和３年８月 31 日発表
【照会先】
労働基準部 健康課
課　　長　安永　和雅(内線 4510)
課長補佐　高野隆一郎(内線 4511)
(代表電話)092（411）4861
(直通電話)092（411）4798

報道関係者　各位

【オンライン】全国労働衛生週間説明会

～令和３年スローガン　「向き合おう！　こころとからだの健康管理」～

厚生労働省では、10 月１日から７日までの間、「全国労働衛生週間」を実施します。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため９月１日から９月30日までを準備期間とします。昭和25年の第１回実施以来、今年で72回を迎える全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしています。

福岡県下の説明会開催について

(1) 管内 12 か所の労働基準監督署において、準備期間中に、リモート参加可能な全国労働衛生週間説明会を開催します。

福岡労働局ホームページでは、開催地を管轄する各監督署が地域毎の重点事項などを説明するための関係資料を順次掲載しており、各会場 300 回線を上限に「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」より一般参加の申し込みが可能です。

(2) 説明会では、別添「令和３年度全国労働衛生週間実施要綱」について説明するほか、副スローガン「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」を受けて、**①職場における新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る取組の促進、②腰痛予防対策の推進**を主題とする斉一的な説明を実施いたします。

これらを主題とする背景については裏面のとおりです。

資料No１　全国労働衛生週間実施要綱
資料No２　職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の５つのポイント～ を確認しましょう！
資料No３　腰痛予防対策リーフレット
資料No４　令和３年度全国労働衛生週間説明会 日程表

【業務上疾病の発生状況について】

1　図１に示されるとおり、職業生活に起因する「業務上疾病（資料 No1 10-(2)-ア重点事項を参照してください。)」の発生状況を見ると、令和２年に発生した休業４日以上の死傷者数は 15,000 人を超えています。この４割強を占める「病原体による疾病」のほとんどが、職場における感染と労災認定された新型コロナウイルス感染症です。

　現在のコロナウイルス感染拡大状況下において、**各事業場及びすべての労働者が、感染拡大防止に関する認識を共有して対策に取り組んでいただくため、**厚生労働省が作成しているリーフレットやチェックリストの説明および周知を促進します。

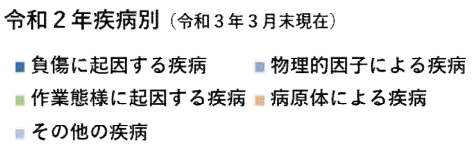

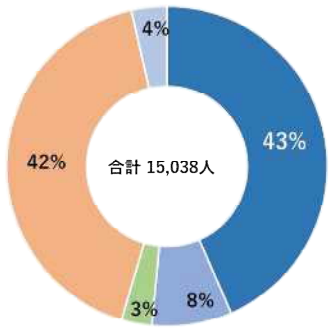

（図１）業務上疾病発生状況

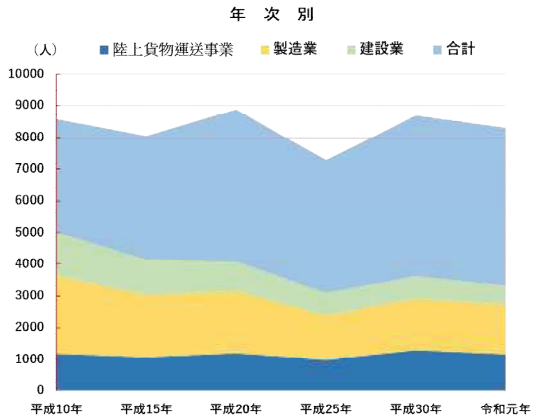

（図２）年次別・業種別業務上疾病発生状況

2　図２に示されるとおり、平成 10 年以降の業務上疾病発生状況を見ると、「製造業」や「建設業」など自主的な労働災害防止活動が進む業種において、業務上疾病の減少傾向がみられる一方で、第３次産業を主とする「その他の業種」は増加傾向にあり、全産業で年間 8,000 人の業務上疾病による死傷者が発生しています。

　図１で４割を超える「負傷に起因する疾病」の７割程度を占める災害性腰痛については、不自然な姿勢や急激又は不用意な動作などが発生要因となる災害であり、作業に内在するリスクを認識して作業姿勢を見直すことなどで予防効果が期待されます。特に近年、就業人口の増加傾向が続く社会福祉施設において、高齢化に伴う転倒災害などの労働災害が増加傾向にあり、災害性腰痛の発生も増加していることから、**福岡県所在の社会福祉施設、約 1,600 施設などを対象**として、県下で斉一的な「腰痛予防対策の推進に係る説明」を実施いたします。

令和３年度全国労働衛生週間実施要綱

1　趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第１回実施以来、今年で第 72 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和２年度には 802 件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成 30 年労働安全衛生調査（実態調査））。

このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業４日以上の労働災害は、令和２年には 6,000 人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の５つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

さらに、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。日本の労働人口の約３人に１人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが全体の８割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間 1,000 人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和２年７月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化したところである。

2　スローガン

このような背景を踏まえ、今年度は、

「向き合おう！　こころとからだの　健康管理」

を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

「うつらぬうつさぬルールとともに　みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

3　期　間

10 月１日から 10 月７日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、９月１日から９月 30 日までを準備期間とする

4　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

（１） 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。

（２） 雑誌等を通じて広報を行う。

（３） 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。

（４） 事業場の実施事項について指導援助する。

（５） その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記８の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

（１） 全国労働衛生週間中に実施する事項

ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

（２） 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

（ア） 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

（イ） 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

（ウ） 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項

（エ） 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する

（オ） 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

（カ） 石綿による健康障害防止対策に関する事項

（キ） 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

（ク） 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

（ケ） 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項

（コ） 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

（サ） 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

イ 労働衛生３管理の推進等

ウ 作業の特性に応じた事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の５つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の５つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の５つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、**「職場における感染防止対策の実践例」**を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」**を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された**「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」**にご相談ください。

～取組の５つのポイント～

実施できていれば☑	取組の５つのポイント
□	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
□	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
□	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
□	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『５つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
□	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
（1）事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
（2）感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間　平日（月～金曜日）　午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞　０１２０－６０－３９９９

事業主の皆さまへ 「腰痛予防対策」に取り組みましょう!

腰痛は、休業４日以上の職業性疾病の６割を占める労働災害となっています。

厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」により腰痛予防対策の基本的な進め方について具体的に示しています。職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の３つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

腰痛の発生が比較的多い作業

1 動作の見直し

① 抱え上げ

人力による抱え上げは原則行わず、福祉用具を使用します。やむを得ず人力で抱え上げる場合は、身長差の少ない２人以上で作業します。対象者の状態や体重等を考慮します。できるだけ不自然な姿勢（前屈、中腰等）はとらないようにします。

② 不自然な姿勢

不自然な姿勢による動作を見直し、作業姿勢、作業方法に注意します。介護対象者に近づいて作業を行う、片膝をついて低い姿勢をとる、ベッドの高さを調節する、腰のねじれ姿勢をとらない等、作業者自身心掛けて作業を行います。

2 車両運転等の作業

① トラック、バス・タクシーなどの運転による長時間にわたる振動を受ける場合は、腰痛が発生しやすくなるので座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取らせるようにする。

② 長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチを行った後に作業を行わせる。

こんなことにも気を付けましょう

1 重量物取扱い作業

重量物を取り扱う作業を行わせる場合には、事業者は、単に重量制限のみを厳守させるのではなく、取扱い回数等の作業密度を考慮し、適切な作業時間、人員配置等に留意する。

2 立ち作業

機械・各種製品の組立 工程や サービス業等に 見られるような 立ち作業においては、拘束性の強い静的姿勢を伴う立位姿勢、前屈姿勢や過伸展姿勢など、腰部に過度の負担のかかる姿勢となる場合がある。作業機器及び作業台の配置は、前屈、過伸展等の不自然な姿勢での作業を避けるため、労働者の上肢長、下肢長等の体型を考慮したものとする。

3 座り作業

座り姿勢は、立位姿勢に比べて、身体全体への負担は軽いが、腰椎にかかる力学的負荷は大きい。一般事務、VDT作業、窓口業務、コンベヤー作業等のように椅子に腰掛ける椅座位作業や直接床に座る座作業において、拘束性の強い静的姿勢で行わせる作業。椅子、机・ 作業台の改善、作業姿勢においては、前傾姿勢を避けること。また、適宜、立ち上がって腰を伸ばす等姿勢を変える。

福岡労働局・労働基準監督署

令和３年８月作成

「労働衛生３管理」に沿った対策の推進

腰痛予防のための労働衛生管理体制の整備

作業管理	作業方法、作業手順、体制など
作業環境管理	照明、床面、作業スペースなど
健康管理	腰痛健診、腰痛予防体操など
労働衛生教育	腰痛予防のための教育・指導

ア 作業管理

a 自動化・省力化

適切な補助機器や道具、介護・看護作業時においては福祉用具等を導入

b 作業姿勢・動作

前屈、中腰、ひねり、後屈ねん転など、不自然な姿勢を避ける。取らざるを得ない場合には、前屈やひねりの程度をできるだけ小さくし、不自然な姿勢をとる頻度と時間を減らす。

c 作業の実施体制

作業従事労働者数、作業内容、作業時間、取り扱う重量、補助機器の有無など、適切か検討し、なるべく複数人で作業する。

d 作業標準の策定

e 休憩・作業量、作業の組合せ等

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにするなど、不自然な姿勢での作業や反復作業をできるだけ連続させないこと。

イ 作業環境管理

a 温度

作業場内の温度を適切に保ち、また、低温環境下の作業では保温のための措置を講じる。

b 照明

適切な照度を保持

c 作業床面

できるだけ凹凸がなく、防滑性、弾力性、耐衝撃性および耐へこみ性に優れた床面が望ましい。

d 作業空間や設備、荷の配置等

作業や動作に支障がないよう十分に広い作業空間を確保し、機器・設備、荷の配置、作業台や椅子の高さなどに人間工学的な配慮をする。

e 振動

ウ 健康管理

a 健康診断

腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対して、配置の際及び６か月以内ごとに１回、腰痛の健康診断を行い、腰痛を予防するため、必要な措置を講じる。

b 腰痛予防体操

適宜、腰痛予防を目的とする腰痛予防体操を行う。

c 職場復帰支援

休業者等の職場復帰の際には、産業医等の意見を尊重し、作業方法、作業時間等について就労上必要な措置を講じる。

エ 教育

a 労働衛生教育

腰痛予防の労働衛生教育を実施する。

- 腰痛の発生状況及び原因
- 腰痛発生要因の特定及び**リスクの見積り**方法
- 腰痛発生要因の低減措置
- 腰痛予防体操

b その他

- 労働者が精神的ストレスを蓄積しないよう、上司や同僚の サポートや相談窓口をつくる等の組織的な対策を整える。
- 産業医等の指導の下に、睡眠、禁煙、運動習慣、バランスのとれた食事、休日の過ごし方に関する指導を実施する。

※ リスクアセスメント

費用対効果の検討及び的確な優先順位設定の下に、リスクに応じた合理的に実効可能な対策を講じるため、作業態様や職場ごとに、腰痛の発症に関与する要因のリスクアセスメントを実施**し、結果に基づく適切な予防対策を実施することが重要！**

令和３年度全国労働衛生週間説明会 日程表

	管轄署	日時		対象地域
		開催日	開始時刻	
福岡地区	福岡中央署	未定		福岡市（東区を除く）、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川市
	福岡東署	９月７日（火）	13:30	福岡市東区、宗像市、福津市、古賀市、粕屋郡
北九州地区	北九州西署	９月８日（水）	14:30	北九州市八幡西区、八幡東区、戸畑区、中間市、遠賀郡
		9月 22 日(水)	13:15	北九州市若松区
	北九州東署	9月 16 日(木)	14:00	北九州市小倉北区、小倉南区
	門司支署	９月７日（火）	13:30	北九州市門司区
	行橋署	9月 27日(月)	14:00	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
筑豊地区	飯塚署	９月１日（水）	13:30	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡桂川町
	直方署	９月８日（水）	14:00	直方市、宮若市、鞍手郡
	田川署	9月 10 日(金)	14:00	田川市、田川郡
筑後地区	大牟田署	9月 17 日(金)	13:30	大牟田市、柳川市、みやま市
	久留米署	９月２日（木）	14:00	久留米市、大川市、朝倉市、小郡市、うきは市、三井郡、三潴郡、朝倉郡
	八女署	9月 15 日(水)	13:30	八女市、筑後市、八女郡広川町

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

ミドル世代を応援　仕事探しの第一歩

ふくおかオンライン合同企業説明会

参加費無料
事前予約制

県内企業約 30 社参加予定

スマホからも参加 OK！

開催日

北九州地区中心	福岡地区中心
9月18日（土）	9月25日（土）

対象者

おおむね35歳以上55歳未満の就職・転職をお考えの方

内　容

事前申込み制オンライン合同企業説明会

- 各企業20分ずつの説明と質疑応答となります。
- 参加企業やタイムスケジュールは専用ホームページにて8月中旬以降順次公開予定です。

開催時間

10:00～16:00

《オンラインでの参加について》

合同企業説明会はWeb会議ツールZoomを用いてオンラインにて開催をいたします。

- ✔ パソコン、タブレット、スマートフォンのいずれからも参加可能です。
- ✔ インターネット環境のご準備をお願いいたします。
- ✔ **オンラインでの参加が難しい場合は、事務局にご相談ください。**

参加までの流れ（参加申込み方法）

右下の専用ホームページにアクセス

▼

参加予約フォームにて
簡単オンライン申込み

▶

開催2日前までに事務局から下記をメールにてご案内
- 当日のZoomミーティング用URL
- Zoom操作マニュアル
- 詳しい参加方法など

▶

《合同企業説明会当日》
- 専用ホームページにてタイムスケジュールを確認
- Zoomミーティング用URLより合同企業説明会に参加し、各企業の説明を視聴

質問も大歓迎！

※申込み締切は各開催日の前日17時とさせていただきます。

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援事業

■運営事務局：ヒューマンアカデミー株式会社
福岡県福岡市中央区天神4-4-11　天神ショッパーズ福岡6階
TEL：092-713-8631
電話受付時間9:00～17:00（平日）
E-mail：fko20dai2@athuman.com

※本事業は福岡労働局より受託し、ヒューマンアカデミー株式会社が運営しています。

専用ホームページ
合同企業説明会参加の
お申込みはこちらから
https://rechallenge-fukuoka.com/